

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 漁船操業（インドネシア海域）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 第一球陽丸, 平島丸, 銀洋丸, 第35平和丸, 第8回海耕丸, 臨検, インドネシア漁業交渉 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43514

沖繩 來往信電

アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課長

寫

那第344号

昭和37年4月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

那端日本政府南方連絡事務所長

沖縄籍船第一球陽丸の遭難について

往電第229号をもつて報告した様記の件に関し、4月4日付民政府新聞発表第2308号、4月5日付同第2311号及び当地紙関係記事切抜一括別添送付する。

なお当地ではこの事件を機として沖縄籍船の国籍表示旗に関し至急再検討を要するとの声が高まっている。

本信写送付先 外務省アジア局長

37.4.12

府
37.4.12
181

回覧番号
亜北 1115

外務省アジア局長殿

アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課長



第357号

昭和37年4月7日

總理府特別地域連絡局長 殿

暹羅日本政府南方連絡事務所長

第一球陽丸銃撃事件について

標記の件に関し、当地におけるその後の状況を次のとおり報告する。

1. 4月6日午後の立法院本会議において社大党知花英夫議員より概要次のとおりの緊急提案がなされた。

「球陽水産所属の第一球陽丸が4月3日モロタイ島付近において国籍不明の飛行機から銃撃を受けて乗組員1名が死亡し3名が重軽傷をうけ船体に破損を来した事件はまことに残念である。これについてインドネシア海軍省は適切な国籍標示をしなかつたため銃撃したと発表したことは重大な意味をもっている。本件の直接関係者に対する十分な補償は勿論、今後再びこのような事件が発生しないよう、又琉球船舶が安心して航海し漁撈出来るようにしなければならない。

よつて本委員は、本問題の重要性にかんがみ、第一球陽丸事件の調査ならびに対策を院において正式に取り上げるよう要望する。」

これに対し長嶺議長から、「この問題については関係者から陳情もなされているので、関係委員会（経済工業委員会）に付託したい。」旨の発言があり、経工委員会に付託されることとなつた。

2. キャラウエイ高等弁務官は5日の定例記者会見において記者団の質問に答え、「第一球陽丸は琉球船舶と知つて銃撃されたのか否かが不明であるので、琉球船舶旗を変更する考えはない」旨述べた趣である。

なお、その後の本件関係新聞記事切抜、琉球船舶規則（米国民政府布令第148号、改正第5号までを含む）英文テキスト、及び同規則第14条d項に規定された琉球船舶旗（国際信号旗のD旗...「われに近寄るな、われ航行意の如くならず」の意味の信号旗...の尾端に等辺三角形の切れ込みをつけたもの）の英物を御参考までに別添送付

（原文社納）

總理府

回覧番号

並北 1116



182

する。おつて、本船舶旗は琉球政府建設運輸局海運課より借用したものであるので、用済次第返送ありたい。

本信写送付先 外務省アジア局長（船舶旗添付省略）

総
理
府

寫

アジア局長
審議官
総務参事官

北東アジア課長

那第514号

昭和37年5月19日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

① インドネシア近海における沖繩船舶(第一球陽丸)銃撃事件について

標記の件について、(往電第280号末段に關し)、5月18日当事務所に於いて、第一球陽丸佐久本船長および新里通信士から、直接、事情を聴取したので次のとおり報告する。

記

1 銃撃事件後の同船の状況

- 4月3日 銃撃
- 5日 メナド入港
- 14日 メナド出港
- セレベス・モルッカ附近で操業

37.5.28

37.5.28

145

回覧番号
並北 1575

総
理
府

5月17日 那覇着

2 当時の模様

- (1) 3日午前11時に飛行機1機が上空を巡回(1回)して島の方に消えた。
- (2) 同日12時半頃から2時半頃までの間に、ジェット機が上空を巡回し、8回位銃撃を加えて来た。(陸地から約20海里の海上)
- (3) 2回目頃の銃撃で、大城重夫(死亡)糸敷機関長等が負傷したので、所持していた琉球船舶旗では通用しないと思ひメリヤスシャツ2枚をなぎあわせて竿におし飛行機に合図をしたが、なかなか射撃は止めなかつた。(シャツで合図をした時には、OKという意味の様な翼を2・3回振つた様子がみられた。)
- (4) (ア) 同船には、直経約50mのロケット弾と思われるもの、直経約15mm位の機銃弾の外、ガス弾様のものも撃込まれ、弾痕は約30ヶ数えることができる。
(イ) マグロをつるのに必要な延縄用ガラスの浮玉をあみをかぶせてブリッジの後につんでいたのが相当数破壊された。空からは、機雷と誤解されたのかもしれない。

(東文社納)

- (5) 同船で帰った2人の負傷者の傷は、ほとんど治っている。
- (7) 国吉鉄夫——右手親指のつけねを破片で負傷した。
 (傷跡は残っているが治癒)
- (7) 平良安章——^{背中}背中腰部背骨附近に破片で負傷
 上部は治つたが、腰部は未だ痛みを訴えているので、破
 片が残っていることが考えられる。
- (7) 死亡した大城重夫は交代のため機関部から通路に出た
 とき、船尾の方からの弾で負傷した。
- (6) 銃撃を受けた時には、漁場を探するため移動中であり、琉
 球船舶旗その他の旗は全然掲げていなかった。(操業中は
 邪魔になるので船舶旗は掲げない。この時は一時操業した
 あと、場所を移動中であつた。)
- (7) 飛行機は警告措置を全然行わず、いきなり銃撃してき
 した。
- (8) 飛行機の去つた後無線で付近の船舶に治療可能な場所を
 照会したところ、極洋丸(水産所属漁船)からの教示によ
 りメナドへ向つた。
- (9) 当時同船は、信号旗・琉球船舶旗の外、通過水域の各国
 旗(台湾・フィリッピン・インドネシヤ・オランダ・英国)

を持っていたが、日本の「日の丸」・米国旗は持っていな
 かつた。

3 琉球船舶旗に対するインドネシヤ(海軍)側の見解

- (1) 「琉球船舶旗は駄目(知られていないから今後とも危険
 があるの意味か)であるから、「日の丸」をこれから使え
 」と「日の丸」を作つて持つてきてくれた。(インドネシ
 ヤ海軍の将校であつた。)
- (2) 船側がこの「日の丸」を出港後使用しようとしたところ
 「いますぐ使え」と「日の丸」を使用させるのに非常に横
 極的であつた。(当時、同船が所持していた船籍を示すこ
 とのできる唯一の船舶旗——同船が日本旗も所持していな
 かつたことは前記のとおり——である琉球船舶旗が、イン
 ドネシヤ近海では役に立たないこと。従つて、仮に銃撃前
 に航空機が船籍を示す様に要求したとしても、同船は適切
 に船籍を示し得なかつたのであろうことを強く印象づける
 ための政策的な行為か、または傷ついた同船の帰途の安全
 を祈るための善意の行為かは不明であるが。)

4. メナドに入港した同船に対するインドネシヤ側の態度は好
 意的で、食糧・水等の補給に便宜を図る旨申し出てくれたが

総
理
府

衛生的な面の考慮（極めて不衛生と認められた）から食糧は辞退し、水・カーバイト・タバコ・特製「日の丸」の4種の品物の供給を受けた。

メナドでは、移民庁の発行した許可証で全員が上陸することができたが、帰船の度毎に回収されるので、病院に見舞に行つた程度であつた。

メナドで日米両国の公館員に会つたことはない。インドネシア側との接触の際は現地在住の小岩（オイワ）氏（混血の由）が通訳に當つた。又入港後2日間は受信のみ可能であつたが以後入港中無線室はインドネシア側により閉鎖された。

5 インドネシア側から貰つた「日の丸」は、那覇に入港する前日（琉球海域に入る前まで）まで使用した。

6 琉球海域に入つてからの米国民政府の取扱い

(1) 5月17日、午前11時半頃、沖縄本島の南で、民政府公安部長以下係官の乗組んだタグボートに迎えられ、同日午後4時半頃那覇港沖に着くまでに船長以下4名が1人ずつ、タグボートのブリッジ^で当時の事情の聴取を受けた。

(2) 那覇港外で午後10時30分頃まで民政府係官による事情聴取が続けられたがその間午後6時30分頃故太城重夫

の遺骨だけ琉球政府水産課のランチで上陸した。

(3) 日の丸（約1m×約800m、丸の直径400m）、パスポート等の関係書類・航海日誌・海図等は、民政府係官がみづかつていつた。

本信写送付先 外務省アジア局長

総
理
府

6月7日南運事務局特連急電報

(第一富士丸の行方不明について)

(貴電第271号の件) 3月23日南運事務局向け

那覇本場 26日、目下南下中との連絡以後音

信なし。5月はじめ琉球政府よりユスターを通

じ、インドネシア政府に捜索を依頼したところ、最近

同政府に捕獲または保護の事実なしとの非

公式回答あり。6月5日琉球政府行政委員

席より琉球列島高等事務官に対し、インドネシア隣接

国及び附近船舶に更に捜索を依頼した。

総 理 府

アジア局長
審 議 官
総務参事官

北東アジア
総特連第665号

昭和37年6月12日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



米国民政府に対する行方不明船第一富士丸の
捜索方依頼について

さきに愛媛県知事から貴職に対し文書(本年5月25日付水
第871号)をもつて協力方依頼がなされたと承知している標
記の件については、去る7日日本職から那覇日本政府南方連絡事
務所長に対し、現地における実情を照会したところ、このほど
別添のとおり返電があつた。ついで、米国民政府においては、
すでにその捜索等について所要の手配がなされている模様では
あるが、同船には三瓶湾漁業協同組合所属の本土籍船員若干名
が乗組んでいることにも鑑み、日本政府においても米民政府に
対し重ねて捜索方を依頼する必要があると思われるので、その
点について何分の御手配を煩わしたく依頼する。

手紙
37.6.15
15

総 理 府

回 覧 号
亜北 1766

寫

南洋アジヤ局長
20/1871

アジア局長
参議省
総務参事官

第 601 号

昭和 37 年 6 月 14 日

北東アジヤ局長

総務府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

インドネシア近海で銃撃を受けた第一球陽丸

の海難報告書の送付について

さる 4 月 5 日 インドネシア近海において銃撃を受けた沖縄
船漁船第一球陽丸船長佐久本喜弘の作成した当該銃撃事件に
関する海難報告書(写)を琉球政府経済局水産課から入手し
たので参考までに送付する。

(写送付先) 外務省アジア局長

総
理

37.6.22
37.6.26
216

回覧番号
亜北 1877

報 告 書

報 告 者

船 種	船 名	船 船 番 号	船 籍 港	総 噸 数	航行区域又は 航 業 制 限	主機の種類 及 出力

船 舶 所 有 者	住 所	
	氏名又は名称	

船 長	住 所		海 免 種 類
	氏 名		

機 関 長	住 所		海 免 種 類
	氏 名		

発 航 港 及 び 到 達 港	発 航 港	到 達 港
-----------------	-------	-------

本隻発生の年月日時及び場所

事 実	日 付	内 容
11	11	船場後部手摺り破損
12	12	船室天窓破損
13	13	船橋甲板舷側シカク破損
14	14	トナー破損
15	15	手摺シカク破損
16	16	船機カクシンの補助機使用不能
17	17	船機10鉢使用不能
18	18	主 機 50個
19	19	桂岡貞造後部シカク破損
20	20	後部舷側通路の緑材破損
21	21	煙突下部ボルト代費用
22	22	シカクシカク側破損
23	23	シカクシカク側破損
24	24	令東往渡分離窓ガラス破損
25	25	令東往渡分離窓ガラス破損
26	26	令東往渡分離窓ガラス破損

報告書の記載には、船名又は船種所有者を記載し、若し船長が代理を行使したときは、その船名を記載すること。(例として「和安河共代理人河崎利雄正(何氏)」と記載する。)

2. (件名) 報告書の件名は、「船名」及び「船種」を記載すること。(例として「和安河共船名」を記載すること。)

3. 船舶の船種に関する報告については、船舶の種類が不明なときは、船種及び船名を記載し、非船名船種の別を備考として、その船種の不明な理由を記載すること。

4. 報告書の記載に誤りがあるときは、報告書の提出後、速に訂正を請求すること。

5. 報告書の記載に誤りがあるときは、報告書の提出後、速に訂正を請求すること。

6. 報告書の記載に誤りがあるときは、報告書の提出後、速に訂正を請求すること。

アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課長

南東アジア課長

総特連第704号

昭和37年6月20日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



第一富士丸の行方不明について

6月2日付総特連第665号をもつて米側への捜索方を依頼した
標記のことについては、6月12日船主愛媛県三瓶湾漁業協同組合
長浜田五郎氏等の来訪を得て下記の点につき説明を聴取し、かつ同
氏等をまじえて種々検討を重ねた結果、当時の気象状況及び同船が
極めてすぐれた装備を有していることから特別の場合を除き海難と
は考えられず、無線機故障のまま当初の予定操業区域であるセレベ
ス海域からバンダ海又はチモール島南方海域へ漁場を変更した観測
が強まってきた。

また、さきに那覇日本政府南方連絡事務所長からの報告によると
インドネシア政府は、米民政府の照会に対し、同船の拿捕または保
護の事実はない旨通報しているが、現在同国は緊急事態宣言下にあ
る等の関係もあつて、中央と地方との通信連絡の不十分または報告

漏れ等のあるごとも考えられ、^拿捕抑留状態のまま現在に至つて
いるのではないかとの懸念ももたれている。

については、上記の事項に関し十分御承知の上、米側における捜
索の参考に供される等適宜の御手配を煩わしく重ねて依頼する。

記

- 3月26日から4月1日までの気象状況及び同船がすぐれた
装備を有していることから同期間における海難は特別の場合を
除き考えられない。
- 4月初旬0時七洋水産KK備船第一大進丸がマカツサル海域
において操業中、メガ帯で関東の船をコールしているのを傍受
しており、信号符号J.P以下は不明であるが関係漁業用海岸
局を通じてセレベス近海に出漁していた日本船及び沖縄漁船を
調査した結果、信号符号J.Pを有する船舶はないことを確認
した。
同船の信号符号はJ.P.Y.Uであり種々の面から推して、無線機
故障のまま4月初旬操業したものと考えられる。
- 沖縄に入港したまぐろ漁船銀特丸の報告によるとセレベス海
の漁況はおもわしくなく他の船も含めてバンダ海等へ漁場を変
更しているため、同船も4月中旬頃同海域に漁^場を変更したものと
想定される。

手
付
南
東
ア
ジ
ア
課
長
印
37.6.22

37.6.22

37.6.22
31

回覧番号
亜北 1948

総 理 府

4. 4月以降の関係海域の気象状況については詳かでないが現在
まで同船の積載物と思われる浮遊物は発見されていない。(注
同船は相当量の浮遊性の積載物を有しているため、仮に海難が
発生した場合は同海域を航行する船舶または操業船によりその
浮遊物は必らず発見されるであろうと考えられている。)

タイプ	報示	発信用	執務用	計
三	益	2	1	3
付	別添	3部	2部	5部
属				

発送日 昭和37年6月29日
 発信 1 タイプ 八相 校 時

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信 亜北 第 2049 号 公信 昭和 昭和37年6月28日
 日付

大 臣 主管 アジア局長
 政務次官 宇山審議官
 事務次官
 外務審議官
 官 房 長 主任 北東アジア課長
 起案者 電話番号

受信者 総 理 府 特別地域連絡局長
 発信者 外務省 アジア局長

希望送付先 (希望発送日)

件 球陽丸様園長、系教清助の病状に関する件
 過般インドネシア海域においてインドネシア空軍機に射撃を受け、目下同国病院において加療中の神護籍「球陽丸」~~乗組員~~様園長、系教

GA-2 外務省 回覧番号 1912

28 198

清助のその後の病状経過に關し、令般在任
 不即黃田大使より6月9日付公信を以て別添
 のとおり通報越したので、~~詳細は同号に抄す~~
~~子知~~ 琉球側南係方面に通報願いたし。
 (然るべく方お取計す)

別紙添付

GA-4 外務省

タイプ指示	発信用	伝送用	計
三	信	2	1
付	別添 (3)部	送	送
属			

発送日 昭和37年7月30日
 発信 タイプ 検査 送部

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 2100 号 昭和 37 年 7 月 30 日

大 臣 官 房 長
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官

主 管 アジア局長
 宇山審議官
 主任 北東アジア課長

起 案 昭和 37 年 6 月 28 日
 電 話 番 号 4024

南東アジア課長 (印)

受 信 者 外 務 省
 特別地域連絡局長
 アジア局長

発 信 者 外 務 省
 アジア局長

送 信 日 光 (希望発送日)

件 東部インドネシア水域を航行する本邦船舶に対し警告を依頼の件。 本邦
 最近東部インドネシア水域における
 船隻 (沖縄船を含む) に対するインドネシア軍当局による拿捕攻撃等の不祥事件の発生に鑑み

~~別添~~
 関係書類に対して、別添書類の副

当者は閣僚省庁に対して、別添公信案のとおり、事故防止の実際的措置の一として、本邦船舶が同水域に在る場合は拿捕される危険がある旨を伝え、関係方面の注意を喚起するように重んじて依頼した。

1. 次号公信案東合米の参考を水た。
 2. 同水域には沖縄船の本拠も少なくない。
 3. 同公信案に記述されているとおり、インドネシア当局の見解並びにインドネシア全水域が戦争状態にある現状を以て、この種不祥事件続発の虞れもあるので、沖縄当局に対し同水域に本拠する沖縄船についても同様の警告措置が講ぜられるようべく仰取計らう。

別紙添付

マイブ指示	免信用	執務用	計
立	2	1	2
付	別添	2部	1部
属			

発送日 昭和37年6月29日
 発信 八木田 校

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 北 第 2049 号 公 信 日 付 昭 和 37 年 6 月 28 日

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長

主 管 ア ジ ア 局 長 宇 山 審 議 官

起 案 昭 和 37 年 6 月 28 日

主 任 北 東 ア ジ ア 課 長 起 案 者 電 話 番 号

受 信 者 總 理 府 特 別 地 域 連 絡 局 長 外 務 省 ア ジ ア 局 長

送 付 先 (希 望 送 付 日)

件 球 陽 丸 様 園 長 系 教 請 助 の 病 状 に 関 する 件

過 般 イ ン ド ネ ー シ ア 海 域 に お いて イ ン ド ネ ー シ ア 軍 機 に 対 し 銃 撃 を 受 け 日 下 同 国 病 院 に お いて 加 療 中 の 疎 護 籍 球 陽 丸 様 園 長 系 教

GA-2 外 務 省 回 覧 番 号 28 198 1912

請助のその後の病状経過に關し、令般在任
 不印黃田大使より6月9日付公信をもつて別添
 のとおり通報越したので、~~要領書同封に封~~
~~子知~~ 琉球側南係方面へ通報願いた
 (然るべく方お取計5、)

別紙添付

GA-4 外務省

ダイヤ指示	発信用	機務用	計
三	2	1	2
付	別添 (3)部	ダイヤ	送
属			

発送日 昭和37年7月30日
 発信 機務 校査 送

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番号 北 第 2100 号 公 信 日付 昭和 37年 7月 30日

大 臣 主管 アジア局長
 政務次官
 事務次官 宇山審議官
 外務審議官
 官 房 長 主任 北東アジア課長 電話番号 4020

南東アジア課長 (印)

受信者 外務省 特別地域連絡局長
 発信者 外務省 アジア局長

件 東部インドネシア水域を航行する本邦船舶に対し警告を依頼の件 本邦
 東部インドネシア水域における東部高船疎船(神羅疎船を含む)に対するインドネシア当局による拿捕、攻撃等の不祥事件の発生に鑑み

GA-2 外務省 1013

~~報告~~ (別添)
 (関係方面に対して、別添(別紙)の別紙)

当者は関係省庁に対し、別添(別紙)のとおり、事故防止の実際的措置の一として、本邦船舶が同水域に近よる場合は拿捕される危険がある旨を伝え、関係方面の注意を喚起するように重ねて依頼した。

(次号公信要東合第278号も参照された。)

2. 同水域には神羅疎船の本拠も少なくない。同公信に記述されているとおり、インドネシア当局の見解並びにインドネシア水域が「戦争状態」にある現状を以て、この種不祥事件続発の虞れもあるので、神羅事務局に対し同水域に本拠を有する神羅疎船についても同様の警告措置が講ぜられるよう強く仰取計らいありたい。

別紙添付

（印）
（印）

那第756号

昭和37年8月6日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所



1217

第一球陽丸事件に関する損害賠償請求書の提出について

さる7月12日球陽水産KKから琉球政府（経済局水産課）に第一球陽丸事件に関する損害賠償請求書が提出され、琉球政府は、7月26日その請求金額を妥当なものとして、一件書類を民政府に進達したが、その球陽水産KKが提出した損害賠償請求書は別添のとおりであるので報告する。

（備考）

1 民政府では、この事件の担当部局を、渉外部、法制法務部、経済開発部のいずれにするか、決定していない模様である。（26日現在——琉政係官の話）

2 賠償請求額の概要

総額 \$ 46,589.15

内訳

- (1) 被害者補償 19,561.10
- (2) 家族慰謝料 2,865.00
- (3) 関連費用 1,244.35
- (4) 漁業操業損害 19,882.70
- (5) 船舶被害 2,862.00
- (6) 漁具被害 174.00

3 第一球陽丸は、仮修理を済ませて、6月28日に遠洋漁業に出航した。

なお、10月下旬に、下関市小門造船鉄工KKKに回送され、ドック入りする予定である。

総
理
府

3769
1223

那第761号

昭和37年8月6日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所



セレベス海域における日本船らしきもの
だ捕に関する情報について

貴電第358号により照会のおつた標記の件について、銀嶺丸の通信士仲宗根政良(21才)から当時の事情を聴取したところ、次のとおりであるので報告する。

記

- 1 受信者 銀嶺丸通信士 仲宗根政良
- 2 受信日時 6月23日 23時40分頃
- 3 受信地点 マカツサル海峡(北緯0度23分、東経118度06分)

総
理
府

- 4 発信推定地点 不明(感度が良好であつたので受信地点附近と思われる。)
- 5 受信周波数 2162.5K0
- 6 局名、コールサイン 不明
- 7 受信内容
「今夕、発表されたところによると、船名不明の船舶がセレベス警備艇にゴウインされた。セレベス警備艇および飛行機多数が、セレベス海方面の警備に当たっている模様。各船とも嚴重な警戒を要する。」
- 8 日本船の発信と思われる理由。
 - (1) 周波数が「2162.5K0」であること。(注:これは沖縄漁船の周波数)
 - (2) 電文が和文であること。
 - (3) 受信時は、丁度Q.R.Y【漁業状況通信時間—その日の漁業状況(水温・漁獲量・船の位置等)を沖縄籍漁船が相互に知らせ合う時間】で、一回目の発信が終り、反復が始まつた最中であつた。(当時同方面には銀星丸の外には、消息不明の沖縄漁船はなかつた。)
 - (4) 当時、セレベス海域に出漁していた沖縄籍漁船の発信で

原文社納

はない。

(沖縄籍漁船の発信したものであれば、無電の打ち方
強弱・癖 — から誰が発信したのかすぐに分る)

(5) 沖縄籍の漁船以外で、「2162.5K0」の周波数
を使い、和文で発信するのは本土籍船舶と思われる。

9. 備 考

当時同方面に出漁していた沖縄水産KKの全勝丸も、この
無線を部分的に傍受したとのことである。

総
理
府



寫

アジア局長 後宮審議官
参事官
総務参事官
北東アジア課

那第1079号

昭和37年10月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

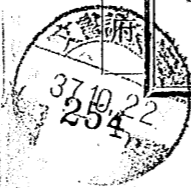
那籍日本政府南方連絡事務所長

第一球陽丸事件について

標記の事件の賠償問題について、10月8日付で、米民政府から琉球政府に別添のとおり請求書をインドネシア政府に回送した旨、その情報を伝えてきたので、参考までに報告する。

(写送付先) 総務省アジア局長

総
理



回覧号
亜北 3123



球陽丸事件に対する民政府書簡
(1962年7月26日進達に対する中間回答)

1962年10月8日

行政主席への覚書

- (1) 1962年4月第一球陽丸に対するインドネシア空軍機の銃撃による損害補償について琉球政府が提出した合計額46,598.69\$のクレームを参照下さい。
- (2) 当該クレームについては、外交ルートを通してインドネシア政府に回送しましたが、この回送にあつてはインドネシア政府もその事件当時、該船舶に加えられた銃撃による損害補償をする責任を認めておりますので、即時解決して貰うよう要請してあります。
- (3) 本件については今後の新しい情報をお知らせ致します。

高等弁務官

ポール・W. キヤラウエイ

総
理
府

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	2	1	3
付	別紙3部2枚	添付2枚	
属			

発送日 昭和37年10月23日
 発信 東京 校 査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 北 第 335 号 公 信 日 付 昭 和 37 年 10 月 23 日

大 臣 主 管 北 東 ア ジ ア 課 長
 政 務 次 官 後 宮 審 議 官
 事 務 次 官 下 部 参 事 官
 外 務 審 議 官 総 務 参 事 官
 官 房 長 主 任 北 東 ア ジ ア 課 長

起 案 昭 和 37 年 10 月 10 日
 起 案 者 電 話 番 号
 南 東 ア ジ ア 課 長

受 信 者 理 府 特 別 地 域 連 絡 局 長
 発 信 者 外 務 省 了 了 局 長

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

件 名 球 陽 丸 棧 南 長 系 数 請 助 対 対 立 替 金 請 求 上 関 係 件

6 月 28 日 付 経 信 要 北 才 2049 号 七、乙 通 報 上 球 陽 丸 棧 南 長 系 数 請 助 上 関 係 件 今 般 在 錫 加 吉 良 大 使 村 同 人

GA-2 外 務 省 23 81 回 覧 番 号 3125

此の入院中、同大使館に立替えた費用
 (米債) 總額 3,539ルビに相当する金貨を船主等に
 (1,141ルビ) (球陽丸)
 在ニューヨーク東銀支店の同館口屋上送金
 せしめようとして、委託は別添公信寫にま
 かり仰了知の上、速に本件送金を取り計ら
 うと願ひます。
 なお、10月17日同大使館より電報によ
 り、球陽丸は28日、錫加吉良に到着し、由沖
 へ送還予定となっている。
 △ (Embassy of Japan, Djakarta, Indonesia,
 the Bank of Tokyo Trust Company, 100
 Broadway, New York, 5, N. Y. U. S. A)
 別紙添付

GA-4 外 務 省

邦南南連事務局長宛(11月1日) 兼 邦南南連事務局長宛電報

「環球氷屋所属貨船ギンヨウ丸(155吨、

船長タ行・カツオ)に急患発生す。患者^{カミヤ} ~~カミヤ~~

マサル(21才)肝臓悪く食欲在。2日1才

不^ニア^ニア^ニン^ニホ^ニン^ニに 入港予定。南緯^ニに 告知

せし^ニ4^ニの^ニフ^ニイ^ニ配^ニ請^ニう。

邦南南連事務局長宛 兼 邦南南連事務局長宛電報
(11月2日 8:35 PM 受信)

「環球氷屋銀洋丸(155吨 船長平良

勝男 南緯⁶° 東経¹³⁵°30' 附近に

操業中急患発生。患者名 土屋^ノ

才⁵3(21才)肝臓悪く食欲在。

ア²才²に 降^ニ入^ニ港^ニ予定。2日1才⁵3

配^ニ請^ニう^ニ大^ニ使^ニ能^ニハ^ニ配^ニ請^ニう。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	2	1	2
付			
属			

発送日 昭和37年11月13日
 発信 13 127

公文書 公 信 案 (分類)

公文書 番号 北第360/ 日付 昭和37年11月13日

大臣 菅 文相
 政務次官 佐々木 武夫
 事務次官 佐々木 武夫
 外務審議官 佐々木 武夫
 官房長 佐々木 武夫

主任 北東アジア課長 佐々木 武夫
 電話番号 428

受信者 総務課
 特別地域連絡局長(佐々木) 文相局長

発信者 外務省
 (別送送付)

件名 沖繩籍船の外国港湾へ緊急入港
 に対する便宜供与に関する件

本件に関するは、従来より事件発生の際は、
 貴局の依頼に基づき、~~本件~~在外公館に対し
 便宜供与及び保護措置を訓令に依りて

事務
 本件指通(一)層の迅速と完全をはかるため、今後、
 (一)種 依頼があった場合には、次の事項を速に
 (二)種 以上、速に通報方お取計らへりたい。

I (1) 船名(船種別(漁船か商船か等))
 (2) トン数
 (3) 乗組員数
 (4) 船長名(又は責任者)
 (5) 船主氏名及び住所
 (6) コールサイン(周波数)
 (7) 緊急入港する地名(遭難船の状態内容)
 (8) 入港地(又は)
 (往路の別を含む)
 (遭難者(又は緊急手当を要する者)の傷病)があれ
 ば、同(氏名、年齢、住所、遭難の状態、同
 人、家族乃至身元引受人、及び身分証明
 する証書の有無、有(場合)その種類(例:
 外務省

身分証明書、船員手帳等)

Ⅱ (1) 那翰南方連絡事務所へ便宜供与及び保護を
 行つた者との区別(例: 船主、琉球政府等)

(2) ~~同人心~~ 未だ政府に対しても、便宜供与
 及び保護を~~申立て~~している場合は、~~政府~~と
 区別する

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	1	1	2
属			

発送日 昭和37年12月7日
 発信 北 タイプ (注) 検査 45-

文書課長 (印) 公 信 案 (分類 ...)

公 信 案 第 3864 号 公 信 日 付 昭和37年12月7日

大 臣 主管 アジア局長
 政 務 次 官 一部参事官
 事 務 次 官 総務参事官
 外 務 審 議 官
 官 房 長 主任 北東アジア課長

起案 昭和37年12月6日
 起案者 電話番号 404

南東アジア課長 (印)

受信者 総務府 特別地域連絡局長
 発信者 外務省 アジア局長

発送先 (希望発送日) 12月7日

件 名 中親籍船銀洋丸船員、土勢丹島の送還に
 関する件

急患発生のためアソトン港に緊急入港
 した中親籍船銀洋丸の送還の動静に因りては
 在外邦領大使から電報をアソトン港へ送

No.

略情の如し。今般在スライヤ石去領事
 大り。11月30日付公信を以てアソボント上陸
 加藤に2名^{カセド}同船乗取置件議人^{カセド}上陸
 附は12月1日スライヤ石帆予定の東京船
 名古屋丸に2名即ち由仲護に送還せしむる事
 林にたのむ事細は別添同公信爲りたりし知
 内務方面に所連絡願ふ。

別紙添付

オハカノウ丸の拿捕に關し

2月21日付那霸南支連絡事務部長宛特達局長
宛電報

本文

2月13日 北緯22度 東経119度12分

附近にオハカノウ丸 (JQA デン 船長

阪本タケハル 船員17名) がセバス警備

艇に領海侵犯の疑いありタカニ

連行せしむ。釈放手配を以て緊急入港

無線を仲護水産練習船カノウ丸が

受信した。

部外
抄
招
り
と
し
る
に
あ
り
ま
す
と
し
ま
す

<table border="1"> <tr> <td>タイプ指示</td> <td>発信用</td> <td>業務用</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>主</td> <td>信</td> <td></td> <td>2</td> </tr> </table>		タイプ指示	発信用	業務用	計	主	信		2
タイプ指示	発信用	業務用	計						
主	信		2						
<table border="1"> <tr> <td>付</td> <td>別添之部より中東係送付</td> </tr> </table>		付	別添之部より中東係送付						
付	別添之部より中東係送付								
<table border="1"> <tr> <td>属</td> <td></td> </tr> </table>		属							
属									
<table border="1"> <tr> <td>発送日</td> <td>昭和38年3月30日</td> </tr> <tr> <td>発信</td> <td>タイ 東山 改訂</td> </tr> </table>		発送日	昭和38年3月30日	発信	タイ 東山 改訂				
発送日	昭和38年3月30日								
発信	タイ 東山 改訂								
<p style="text-align: center;">秘</p>									
<p>文書課長 (印) 公 信 案 (分類)</p>									
公 信 番 号	東 北 第 864 号								
公 信 日 付	昭 和 38 年 3 月 30 日								
大 臣	主 管 アジア局長								
政 務 次 官	ト部参事官								
事 務 次 官	総務参事官								
外 務 審 議 官	主任 北東アジア課長								
官 房 長	南東アジア課長								
受 信 者	総 理 府 特 別 地 域 連 絡 局 長								
発 信 者	外 務 省 ア ジ ア 局 長								
写 送 付 先	(番 號 発 送 日)								
件 名	中 東 平 和 丸 及 び 中 東 海 耕 丸 の 拿 捕 に 関 する 件								
<p>在インドネシア国内大使より3月28日付公信を以て、 通常インドネシア水域においてインドネシア官憲により 拿捕された沖縄漁船「中東平和丸」及び「中東海耕丸」の 釈放されるに至るまでの同大使館からの措置振り報告を以て、併参考までに同公信写を別添のとおり送付する。</p>									
<p>なお、沖縄漁船の同近海におけるこの種事件は、これまでに数回発生している実情にも鑑み、 琉球側関係方面に対し、重ねて注意喚起方策取計らう願いたい。</p>									
<p style="text-align: right;">付 属 物 添 付 ✓</p>									
<p>GA-2 30 60 外務省 1029</p>									

<p>2</p> <p>「海耕丸」の釈放されるに至るまでの同大使館からの措置振り報告を以て、併参考までに同公信写を別添のとおり送付する。</p> <p>なお、沖縄漁船の同近海におけるこの種事件は、これまでに数回発生している実情にも鑑み、琉球側関係方面に対し、重ねて注意喚起方策取計らう願いたい。</p> <p style="text-align: right;">付 属 物 添 付 ✓</p> <p>GA-4 外務省</p>

南東アジア課長

アジア局長
ト部参事官
総務参事官
北東アジア課長

探検船の
北東アジア課長
の件

総特第1699号

昭和38年3月16日

外務省アジア局北東アジア課長 殿

總理府特別地域連絡局第一課長



インドネシアにおける船隻海難丸及び船隻平和丸の
だ捕事件について

標記のことについて、探検日本政府南方連絡事務所波島担当官
から当局に対し、2月28日付事務連絡をもって下記のとおり
報告があつたのでご参考までにお知らせする。なお、本件につ
いては、取急ぎ、別添のニュース、リリース(写)を貴省担当
官あて別途非公式に送付済みであるので申し添える。

記

船隻平和丸からチャーター主の琉球漁業KKKに対し、27
日13時50分及び28日13時30分に入つた電報をまとめ
ると当時の概況は次のとおりである。

総務課 府 回覧番号
38.3.19 亜北 865



1. 船内は船長を中心に団結しており、船員の気持の動揺等につ
いては心配ない。
2. 公的に罰金等の罰は受けなかつたが、乗組員に対する暴行、
無銭の部分品や私物の略奪を受け、全つたく海賊的であつた。
3. 現地にいる間インドネシア海軍の使役に使われたが、船員
が監禁されたことはない。
4. 日の丸は、フィリピン近海からそのまま掲揚していた。
5. だ捕の位置は北緯01°50'、東経119°20'であ
つた。
6. だ捕の理由は、武器の携帯について強く質問されたので、
船としては「武器の不法携帯」の嫌疑と考へている。
7. 今後の予定は、だ捕現場に残した網等の漁具が発見され
ば、操業として最初の予定どおり帰る(最初の予定は2月
11日出航で50日間の航海である。)
8. 網の捜索については、インドネシア側から証明書(許可書)
を貰つてある。
9. 釈放は26日15時であつたが、干潮のため、現実に出航
したのは、19時10分であつた。

總理府

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
Naha, Okinawa
February 24, 1963

NEWS RELEASE: 63-67

Office of Public Affairs
Tel: 72153
9941 ext 32

RELEASE OF FISHING VESSELS EXPECTED TOMORROW

Naha, Okinawa, Feb. 24 -- Further information reached the Office of the High Commissioner of the Ryukyu Islands early this morning (Sunday) from the American Embassy in Djakarta concerning the Kaiko Maru No. 8 and the Heiwa Maru No. 35.

Indonesian naval authorities, in a preliminary report to the American Embassy in response to its queries, said they have confirmed the presence of the Kaiko Maru No. 8 at Tarakan and said they "assumed" that the Heiwa Maru No. 35 is also there.

The Indonesian Naval Director of Operations told the Embassy that he has ordered the Tarakan naval authorities to "dispose" of both cases and release both vessels on Feb. 25 at the latest.

Tarakan authorities claim the Kaiko Maru No. 8 was seized in Indonesian territorial waters, the Embassy said.

The Embassy said it will keep the Office of the High Commissioner informed of further developments. The telegram received today was in response to messages sent to the Embassy by the Office of the High Commissioner.

(END)

アジア局長

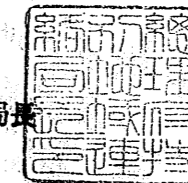
参事官

総務参事官

総特第5444号

昭和38年11月1日

外務省アジア局長 殿



総理府特別地域連絡局長

船名不明の船舶から発信された電波(和文)の
受信について

標記のことについて、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添(10月15日付総南連第1820号写)のとおり関係文書写を添えて報告があつたのでさきに消息調査方依頼している行方不明船第一富士丸(愛媛県三瓶湾漁業協同組合所属)の調査関係参考資料として回報する。

添付書類

10月15日付総南連第1820号写

10月11日付郵電第542号写

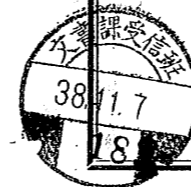
11月16日付郵電第504号写

10月9日付疏水発第111号写

10月9日付疏漁協発第56号写

11月22日付那無第57号写

10月31日付第479号写



総 理 府

回覧番号

並 総 883

南東アジア課長

アジア局長
一部参事官
総務参事官
北東アジア課長

記録の文書...
の北東アジア課長...
のト...

総特第1699号

昭和38年3月16日

外務省アジア局北東アジア課長 殿

總理府特別地域連絡局第一課



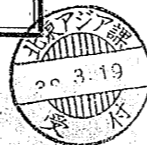
インドネシアにおける第8海耕丸及び第35平和丸の
だ捕事件について

標記のことについて那覇日本政府南方連絡事務所法務担当官
から当局に対し、2月28日付事務連絡をもつて下記のとおり
報告があつたのでご参考までにお知らせする。なお、本件につ
いては、取急ぎ、別添のニュース、リリース(写)を貴省担当
官あて別途非公式に送付済みであるので申し添える。

記

第35平和丸からチャーター主の琉球漁業KKに対し、27
日13時50分及び28日13時30分に入つた電報をまとめ
ると当時の概況は次のとおりである。

總理府 回覧番号
28.3.19 亜北 860



總理府

1. 船内は船長を中心に団結しており、船員の気持の動揺等については心配ない。
2. 公的に罰金等の罰は受けなかつたが、乗組員に対する暴行、無線の部分品や私物の略奪を受け、全つたく海賊的であつた。
3. 現地にいる間インドネシア海軍の使役に使われたが、船員が監禁されたことはない。
4. 日の丸は、フィリピン近海からそのまま掲揚していた。
5. だ捕の位置は北緯01°50'、東経119°20'であつた。
6. だ捕の理由は、武器の携帯について強く質問されたので、船としては「武器の不法携帯」の容疑と考えている。
7. 今後の予定は、だ捕現場に残した網等の漁具が発見できれば、操業として頭初の予定どおり帰える(頭初の予定は2月11日出航で50日間の航海である。)
8. 網の捜索については、インドネシア側から証明書(許可書)を貰つてある。
9. 釈放は26日15時であつたが、干潮のため、現実に出航したのは、19時10分であつた。



郵電第504号

1962年11月16日

殿

郵政庁長

発信局不名船舶局からの電報受信について

このことについて62年6月23日、23:40時マカツサル海峡(東経118度06分・北緯0度23分)附近で船名不明の船舶からの発信でセレベス警備艇に強引された旨の内容の電波を、琉球水産所属の銀嶺丸が受信していますが、これに類似した電文を受信された局がありましたら下記事項を取りまとめ速やかに報告願います。

なお、本件は、南方連絡事務所の依頼によるもので、これらの資料によつて関係筋へ手配するものですから申し添えます。

記

- 1 当該電波、またはこれに類似した電波を発射した船舶の有無及び当該電波を受信した局は、次の事項を出来るだけ詳しく記載の

こと。

- イ 発信局名(呼出符号を含む。)
 - ロ 発信日時及び発信地点(推定地点を含む。)
 - ハ 発振周波数及び電報内容
- 2 その他参考となる事項
- 註 1 当該電波を受信した局については、(イ)から(ハ)までの発信を受信として処理のこと。
 - 2 銀嶺丸が受信した電報内容(日本語)
今夕、発表されたところによると、船名不明の船舶がセレベス警備艇に強引された。セレベス警備艇及び飛行機多数が、セレベス海方面の警備に当たっている模様、各船とも厳重な警戒を要す。

寫

琉球会誌 111号

1963年10月9日

郵政局長 殿

那覇市西新町2の7

琉球水産株式会社

社長 国島 亨太郎 (印)

郵電会誌 504号に於ける報告書

1962年6月23日 23時40分頃沖縄船QRV(濃
 霧交換)時 2162.5 KC 交信中突然同周波数に強局が
 不明な局より次の情報と Catch した。
 (セバエ警備艇に拿捕された船舶有り、今のところ船名を
 の他の情報は有りせず。明確な情報は不明知らず。
 セバエ海及びセバエ近海に於てはセバエ警
 備艇による警備艇及び飛行機、路警備、等の監視
 様。附近操業中の船舶は散在して警戒を要する)
 上記の通り相違点等と報告致す。

報告者 住所 那覇市西新町2の7

氏名 仲宗根 政良 (印)

社 長 印



琉漁協発第56号

1963年10月9日

郵政庁長 殿

那覇漁業無線局

局長 友利 博 信

発信局不名船舶局からの電報受信についての回答

1962年11月16日付郵電第504号により調査報告す

るよう文書を受けましたが、当局の開局(1962年7月30日)以前の事件の為当局において受信しておりません。

以上御報告致します。

総 理 府



那無第57号

1962年11月22日

郵政庁長 殿

那 聯 無 線 電 報 局

発信局不名船舶局からの電報受信について

首題について当局では傍受されていないが62年6月25日琉球水産株式会社からの依頼により下記のとおり全勝丸(KSOE)と連絡を行つているので報告致します。

記 (註(※)は当局)

6月25日20時54分～21時8分まで8554K0にて当局対全勝丸

※ セレベス警備船に強引された船ありとのことですがどこからの情報か。

船名不明の船から21625K0で受けましたが、あまりはつきりしませんでした。

※ 何時頃でした。

6月23日23.30時の後でした。船名は聞いても返事が有りませんでした。

※ 別に詳しい情報があればお知らせ乞う

いまのところありません

24日銀嶺丸から琉水あての電報内容(全勝丸から中継)

銀嶺21日北緯4度東経11.9度4分より北上中との連ありたるもその後連なし、送信機故障とおもわれるもセレベス警備艇に強引された船ありとの情報あり陸からの情報期待す。

26日銀嶺丸から琉水あて

局名知らせず、日本給らし、23日23.40時受信した。



(別紙2)

第 6 7 9 号

昭和 3 7 年 1 0 月 3 1 日

琉球政府建設運輸局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方海域における沖縄籍船舶の局名不明
電波の発受信事実の調査方依頼について

さる 8 月 2 3 日、南方海域で操業中であつた琉球水産 K K
所属の漁船銀嶺丸は、下記のとおり、「船名不明の船舶がセ
レベス警備艇にどう引された。」旨の発信局不明の電波を受
信したとのことですが、この件に関し下記諸事項について御
調査の上御回答下さるようお願いいたします。

記

第 1 銀嶺丸の受信事実

- 1 受信者 琉球水産 K K 所属銀嶺丸の通信士
仲 宗 根 政 良
- 2 受信日時 昭和 3 7 年 8 月 2 3 日 午後 1 1 時 4 0 分頃

- 3 受信地点 マカツサル海峽(北緯 0 度 2 3 分東経
1 1 8 度 0 6 分)
- 4 発信推定地点不明(感度が良好であつたので受信地点
点附近と思われるとのこと。)
- 5 受信周波数 2 1 6 2 . 5 K O
- 6 局名、コールサイン 不明
- 7 受信内容 「今夕、発表されたところによると、
船名不明の船舶がセレベス警備艇にゴウインされた。
セレベス警備艇および飛行機多数が、セレベス海方
面の警備に当たっている模様。各船とも嚴重な警戒を
要する。」(以上日本文)

第 2 調査依頼事項

- 1 当該電波または類似電波を発信した沖縄籍船舶の有無
有る場合には、次に掲げる諸事項。
 - (1) 発信者名(局名、コールサインを含む。)
 - (2) 発信日時
 - (3) 発信地点
 - (4) 発信周波数
 - (5) 発信内容

総
理
府

(6) 当該情報（発信内容）の入手経路

(7) その他参考事項

2. 当該電波または類似電波を受信した沖縄籍船舶の有無。

有る場合には、次に掲げる諸事項。

(1) 受信者名

(2) 受信日時

(3) 受信地点

(4) 受信周波数

(5) 発信推定地点

(6) 受信内容

(7) その他参考事項

総
理
府

北米局長
参事官
北米課長

取扱注意

総特第 816 号

昭和 41 年 2 月 25 日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



第 8 恵洋丸事件の陳情について

標記の件について、琉球遠洋鮪漁業協会長より、琉球政府行政主席ならびに立法院議長あて早期解決方を別添のとおり陳情した旨、南連より連絡があつたので、御参考までにお知らせする。

要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要
要	要	要	要

41.3.-2

総 理 府

補充上

琉球協第 112 号
1966 年 3 月 5 日

那覇市西本町四の四
琉球遠洋鮪漁業協会
会長 長嶺彦昌

第八恵洋丸被擄捕事件早期解決並運送事項について陳情

1. 事件の概要

弊会所属漁船第八恵洋丸(以下本船という)は、昭和 41 年 2 月 19 日午前 9 時 30 分頃、漁場を求めて航行中、北緯 03 度 19 分 東経 125 度 26 分の地点において、インドネシア官憲により領海侵犯の嫌疑をかけられ停船命令を受け、サンギ島タウン港向け連行され、同日 23 時タウン港へ入港、更に 2 月 23 日メナド回港の命を受け、2 月 25 日 07 時 40 分メナド港へ入港、その後なおインドネシア官憲の取調べを受けている模様である。

2. 陳情

(1) 本事件に関し日本政府はその日本漁船を保護すると全く同様な措置を講じ、本事件の早急な解決を図り、一日も早く本船が釈放されるよう最善の策を講じて頂きたい。

理由:

沖縄の住民は日本国民であり、沖縄内にいるときは潜在主権かも知れないが、一たん外国若しくは公海に出たときは、日本の顕在主権がこれらの人々に及ぶものであり、このとき我々沖縄住民は堂々たる日本人である。——沖縄人がポリビヤその他へ移住するときその国籍は日本と記載される事実からしてもこのことは言えるであろう。——

依つて、外国若しくは公海上における沖縄住民の生命と財産は本土在住の日本国民と全く同様に日本の責任において保護されねばならない。

(2) 本件解決にあたっては本土の堅持し来たつた領海 3 渾説で押しまくつて頂きたい

理由；

沖縄の住民が公海上において、日本人として行動することは当然のことであり、その領海に対する考え方も亦日本の堅持して来たる渾論と全く同じであることも当然のことである。

我々の祖国日本が領海3渾論を堅持しインドネシアの領海宣言に対しても、重大な抗議を申し入れたことを知つて居ればこそ、沖縄の漁船は用心しながらも一応は安心してインドネシア海域での操業を続け来つたのである。

この間、米国民政府は領海のことに関し、我々沖縄住民に何らの警告も発していないのではなからうか。去る2月24日に至つて始めて(米國はインドネシアの領海宣言を認めていないことや、米國が領土権として排他的に漁業権を主張している12渾の範囲内での操業は琉球漁船業者は避けなければならぬこと)等の警告を發したものと、ようであり、沖縄漁船員の間には本土の3渾論のみが生かされているのは亦当然である。又沖縄における法律という法律は、その殆んどが日本のものそのままか或いは一部修正されたものかである。にもかゝらず、領海に関する部分だけが米國の12渾論を押しつけられることは何としても納得が行かない。

納得が行かないどころか、12渾論の下で沖縄の漁船が行動するとすれば、その大半が150屯クラスの沖縄漁業界はたちまちにしてその漁船を失ひ、干上つてしまうのではなからうか。

又東洋の孤児なるが故に、諸外國が言ひ酒りの領海宣言をそのまま受けねばならないとすれば何と不幸な沖縄の住民であるらうか。

いや何としても我々は日本の國民であり、日本人としての物の考え方に立つて行動して来たし又將來もそうして行くであらう。

依つて、本土の漁船同様、本土の3渾論で押しまくり、本事件の解決を早急且つ円滑なものにして頂きたい。

(*) 沖縄の漁船に我々の國旗(日の丸)を掲げさせてもらいたい

理由；

沖縄とか琉球とかいう国は世界中どこをさがしても見つからない従つてそこにどんな種類の旗が作られても船外國はこれを國旗として認めるわけにはいかないであらう。

然るに1958年4月29日、ジュネーブ國際海洋法會議における(公海に関する條約)では、その第六條第一項に(船舶は一国のみの國旗を掲げて航行するものとし、云々)と規定し、更にその第二項に(二以上の國旗を便宜により使用して航行する船舶は、他の国との關係においてその何れの國籍をも主張することが出来ず且つ無國籍の船舶と同一視され得るものとする)と規定している。

してみると、單なる表識旗にしかすぎない琉球船旗なるものを掲げて航行することは、それ自体國際法違反であり、それを掲げて航行する漁船の運命は危険極まりないものというよりはかにならう。

やはり、沖縄の船舶が常に安全を保つためには前記條約がはつきり規定している通り、自分の國の國旗を掲げる必要があらう

さて、沖縄の國旗は？答は明白である。日米兩政府が常に言つて居られるように、沖縄の住民は日本人である。ならば、沖縄人の國旗は(日の丸)であり、これを沖縄の船舶に掲げさせることが何よりである。まさか、日米兩國旗を掲げる訳にも行きませない、前記條約第二項によつて無國籍船舶と同一視されることとなるからである。又、米國の國旗を掲げることは米國自体が許さないであらうし、掲げるとなればやはり(日の丸)以外にはないのである。

要するに、國際條約に抵触することなく、然も沖縄船舶の安全を保つためにも我々は我々の國旗(日の丸)の掲げを海經してやまない。

(*) 漁船特殊保險、船員給与保險の創設資金の援助をして頂きたい理由；

尖角列島における國籍不明船による第五海徳丸船長外3名の被殺事件、1962年4月インドネシア海軍機によつて第一球陽丸事件が不法にも銃撃された事件或いは今度の拿捕事件等々、

沖繩の漁業界にも忌わしい事件が数々起きているが、こういうとき、漁船の船主も船員も本土の皆様と同様見出しの保険で保証されていたらどんなにか助かることであろうか。

悲しいかな、琉球政府の貧乏財政では、その必要なことを知りつゝもどうにもならないものがあるのであろう。

本土政府の資金援助を懇願する所以である。

○ (外) 沖繩住民の外国及公海上における生命、財産の保護に、関しては、自分の国民としての立場から、もつと積極的な対米姿勢を確立していただきたい。

理由：

○ 前記の尖角列島における那三消徳丸乗組員拉致事件は、その当時新聞種子になつただけで線香花火の如く消え去り、拉致された三名の生死も行方も音として不明であり、その家族はビター文の補償もなく、全くのなき寝入りであり、第一琉陽丸事件も亦相手国インドネシアもその非を認め、損害賠償を約束しているにもかかわらず(別紙キヤラウエイ高等弁務官書簡参照)、満4年に垂々とする今日尚未解決のまゝであり、(目下折衝中)を繰り返して来た米民政務渉外局係官は、容年未11月には(インドネシアの国情がおさまるまでは待つより外に仕方があるまい)とつぶしている。

○ もはや請求権の放棄と断じても致し方のない発言である。

○ これが、米国人に、加えられた事件であれば問題はもつと早く解決され、或いは米国自体がその補償もしていたかも知れないと、ひがんで見たくなるのも亦当然ではないか。

○ 何はともあれ、この種の事件発生ときは、血のつながっている本土が、もつと積極的に、我が子のことだと思つて、米国をつき上げてくれなければ、いつまでも今のような状態がくり返えされ、連れ去られても、殺されても、外交筋のない自分たちでは、どうすることも出来ない哀れな琉球の民となり兼ねばならぬ。

○ よし全面的な復讐は今出来ないにしても問題の一つ一つは祖国へ復讐せよといふのではなからうか。

○ 以上のとおり、第八憲洋丸被拿捕事件早期解決並に関連事項について本土政府の善処万端に陳情する。

理由；

沖繩の住民が公海上において、日本人として行動することは当然のことであり、その領海に対する考え方も亦日本の堅持して来た3混説と全く同じであることも当然のことである。

我々の祖國日本が領海3混説を堅持しインドネシアの領海宣言に対しても、重大な抗議を申し入れたことを知つて居ればこそ、沖繩の漁船は用心しながらも一応は安心してインドネシア海域での操業を続け来たつたのである。

この間、米国民政府は領海のことに関し、我々沖繩住民に何らの警告も発していないのではなからうか。去る2月24日に至つて始めて（米國はインドネシアの領海宣言を認めていないことや、米國が領土権として非他的に漁業権を主張している12混の範囲内での操業は琉球漁船漁業者は避けなければならぬこと）等の警告を發したものとよりであり、沖繩漁船船員の間には本土の3混説のみが生かされているのは亦当然である。又沖繩における法律という法律は、その殆んどが日本のものそのまゝか或いは一部修正されたものかである。にもかゝらず、領海に関する部分だけが米國の12混説を押しつけられることは何としても納得が行かない。

納得が行かないどころか、12混説の下で沖繩の漁船が行動するとすれば、その大半が150屯クラスの沖繩漁業界はたちまちにしてその漁船を失ひ、干上つてしまうのではなからうか。

又東洋の孤児なるが故に、諸外國が言う通りの領海宣言をそのまま受けねばならないとすれば何と不幸な沖繩の住民であらうか。

いや何としても我々は日本の國民であり、日本人としての権利の考え方に立つて行動して来たし又將來もそうして行くであらう。

依つて、本土の漁船同然、本土の3混説で押しまくり、本事件の解決を早急且つ円滑なものにして頂きたい。

(ハ) 沖繩の漁船に我々の國旗（日の丸）を掲げさせてもらいたい

理由；

沖繩とか琉球とかいう国は世界中どこをさがしても見つからない従つてそこにどんな種類の旗が作られても船外國はこれを國旗として認めるわけにはいかないであらう。

然るに1958年4月29日、ジュネーブ國際海洋法會議における（公海に関する條約）では、その第六條第一項に（船舶は一国のみの國旗を掲げて航行するものとし、云々）と規定し、更にその第二項に（二以上の國旗を便宜により使用して航行する船舶は、他の國との關係においてその何れの國籍をも主張することが出来ず且つ無國籍の船舶と同一視され得るものとする）と規定している。

してみると、単なる表識旗にしかすぎない琉球船旗なるものを掲げて航行することは、それ自体國際法違反であり、それを掲げて航行する漁船の運命は危険極まりないものといふより危かにならう。

やはり、沖繩の船舶が常に安全を保つためには前記條約がはつきり規定している通り、自分の國の國旗を掲げる必要があらう。

さて、沖繩の國旗は？答は明白である。日米両政府が常に言つて居られるように、沖繩の住民は日本人である。ならば、沖繩人の國旗は（日の丸）であり、これを沖繩の船舶に掲げるべきことが何よりである。まさか、日米兩國旗を掲げる訳にも行きますまい、前記條約第二項によつて無國籍船舶と同一視されることになるからである。又、米國の國旗を掲げることは米國自身が許さないであらうし、掲げるとなればやはり（日の丸）以外にはないのである。

要するに、國際條約に抵触することなく、然も沖繩漁船の安全を保つためにも我々は我々の國旗（日の丸）の掲げを強請してやまない。

(ニ) 漁船特殊保險、船員給与保險の創設資金の援助をして頂きたい理由；

尖角列島における國籍不明船による暴徒丸船長外3名の拉致事件、1962年4月インドネシア海軍機によつて第一球陽丸事件が不法にも銃撃された事件或いは今度の拿捕事件等々、

参考：第八惠洋丸事件の経過概要

(1) 昭和41年2月19日09時30分受信

インドネシア監視艇に53停船命令を受け即時停船す。
直ちに相手側監視員一名第八惠洋丸(以下本船と称す)に乗
船し来り、セバス島の北サング島向連行開始す。
起兵は北緯03度20分、東経125度28分の地英。

(2) 18時40分受信

サング島タウナ港沖500米の附近に碇泊し監視艇による陸の
連絡を待つ。

(3) 21時25分受信

「20時タウナへ入る。嫌疑椰子泥棒と見? 臨検を受けず、相側
大変友好的で20日朝、臨検済み次第、タウナ市内を見学せよとの
話あり。20日はタウナに碇泊する予定、留守宅に531(船長)」

(4) 昭和41年2月21日19時44分受信

「今日まで連絡おくれすまぬ。インドネシア側、海軍と陸軍のトラブル
ありて本船の臨検おくれに。明日にて戻りの見通し、沖崎船長」

(5) 昭和41年2月22日14時30分受信

「本日調者となれに、今迄本船の件について陸軍が、海軍が所轄
が決まらず本日にて海軍に決まる。今日明日中に隊長がジャカル
タへ赴き予定……船長」

(4) 昭和41年2月22日14時30分、無線質疑応答。

(問)

答

- 捕獲された理由は? 領海侵犯せず。
- 操業中か、航行中か? 漁場を求めて移動中。
- 捕獲された地英は? 北緯03度19分、東経125度26分
- 変わった事はなにか? 船員名簿を提出し、メナドへ回
航すると云い、憲兵2名乗船した。
- どうしてメナドへ移ったか? タウナには通信機関がなかりと
云っている。
- 単独で行くのか? 憲兵2名が乗船する。
- 海軍隊長はメナドへ来たか? まだ、海軍から憲兵隊に移設
される。

(5) 昭和41年2月24日13時30分受信

「14時30分頃、メナドへ発つ予定、憲兵2名隊を監視のため
乗船。25日09時頃メナド入港予定……後略」

(6) 昭和41年2月25日02時40分受信

「メナドツいで……後略」

(7) 昭和41年2月21日21時52分受信

船の長さ、中、深さ及び総噸数を憲兵が一回りして帰った。

(8) 昭和41年2月24日21時30分受信

「タウナ(信知島籍……韓籍)の漁船長、船長、機長、通信長の4名陸連行
された。本船拘留者を1。本船の通訳ワカサに決まった」

北米課長

沖繩拿補渠船

H11.3.2

吉田

1. 特連向総務課船川事務官より南連事務所より連絡と下記2点を電話で連絡致した。

(1) 第8号浮孔は毎日21:30~22:00の間無電通信を許可する。昨日の連絡によるは、現地在留。

印人太岩氏の懸念を表明。同氏は言及するに、抑留された船は最小限1ヶ月は抑留される。通例は

これである。食糧燃料等は極力節約してある。

連絡する。

GA-5

外務省

(2) 沖縄水産高校の練習船「海印丸」のメド附近航行中乗組水夫具志堅

信行・盲腸炎のため、2月21日メドに緊急入港し、同日に22日上陸入院せしめた。

結果良好のため、引取りのメド入港の許可を求め、入港許可を仰ぐ。

抑留中の第8号浮孔の解放の際同人を引取り乗船せしめることができるよう、外交ルートによる

折衝願。自水産高校長の要請がある。外部と協議中。

2. 船川事務官より前記(2)の点につき可成り抑留の度旨要請がある。吉田よりUSCARにも

同様要請。現地の水産高校長の行状を伝える。22日午後南連事務所へ

GA-6

外務省

秘密表示(朱印)
秘 密
 部の内
 号

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/		
付	シヨフ		
属			

發送日 昭和45年3月26日
 処理日
 発信 07017

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米北 / 第 27 号 公信日付 昭和 45年3月25日

本 區 主 管 起案 昭和45年3月24日

政務次官
 事務次官
 外務審議官
 外務審議官
 官房長

アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長

起案者 電話番号
 加藤 447

協議先

受信者 在 日本政府沖繩事務所 岸 所長 発信者 外務 大臣

写送付先 (希望發送日) 月 日

件名 電信転報(日比通商航海条約と漁業問題)

GA-2

25 198

回覧番号

米北 / 第 27 号
 昭和 45年3月25日

日本政府沖繩事務所長

外務大臣

電信転報(日比通商航海条約と漁業問題)

本件に関する下記電信(/)通を転報する。

記

45年3月23日フィルコン発本大臣あて来電第258号

付属添付

GA-4

外務省

秘密表示(朱印)

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
主 信	2	1	3
付	そのまゝ		
稱			

発 送 日 昭和45年9月10日
 処 理 日
 発 信 日

文 書 類 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 9 号	昭 和 45 年 9 月 9 日 付	起 案 昭 和 45 年 9 月 9 日
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 信 アメリカ局長 参 事 官 北米第一課長	起 案 者 東 原 447 電 話 番 号
協 議 先		
受 信 者 在 沖 繩 高 瀬 大 使 那 霸 岸 沖 繩 事 務 局 長	発 信 者 外 務 大 臣	(番 報 発 送 日) 9 月 9 日
件 名 電 信 転 報 (インドネシア緊急入域漁船の処理問題)		
GA-2	9 外 務 省 163	回 覧 番 号

沖 繩 事 務 局 (岡 野 署 駐 在)
 ONTA に 電 報 2 回 送 付 上 注 意 喚 起 可 也 (9/9)
 ONTA に 通 じ 注 意 喚 起 可 也 (9/9)
 注 意 喚 起 可 也 (9/9)

批 合 第 9 号
 昭 和 45 年 9 月 9 日

外 務 大 臣

電 信 転 報 (インドネシア緊急入域漁船の処理問題)

本 件 に 関 する 下 記 電 信 (1) 通 を 転 報 する。

記

45 年 8 月 28 日 インドネシア 本 大 臣 あ て 来 電 第 1344 号

付 属 添 付

本 信 送 付 先 沖 繩 復 帰 準 備 委 員 会
 日 本 国 政 府 代 表 局

沖 繩 ・ 北 方 対 策 庁
 沖 繩 事 務 局 長

(在インドネシア大使館に電)

外 務 省

川上参事官2}

国際経済課長 南東アジア課長
破貝事務官

アメリカ局長2}
参事官2}
北米第一課長2}

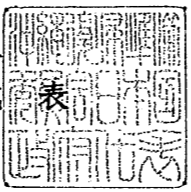
秘密標記(赤色)
秘

() 第 190 号
昭和 45 年 9 月 24 日

Handwritten notes and signatures

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代表



(件名)
アホツ港立寄り渡船に関する対策

引用公・電信
日付・番号 9月9日付貴信米北1合斗9号

標記に関し、9月19日午前当地官民関係者を
当事務所に招き、岡野をして冒頭貴信に基^{別添}き
関係者の注意を促し、今後の対策につき協議

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本備送付先:
本信写送付先:
配付先:

要処理
首席事務官
方
渉外調査
海業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力多
事務



GA-3-1

在外公館

インドネシアへコピー送付しなす

おしめたこと、その出席者名及び会議要旨次
よりなる趣旨つき、何ら御参考までに御報告す。

出席者

(1) 日本政府

(イ) 復帰 岡野 準備委員 日本国政府代表事務所

岡野書記官

(ロ) 沖縄・北方対策庁沖縄事務局

广林 渉外広報係長

渡辺 農林・水産係長

玉那覇事務局

(2) 琉球政府

比嘉 農林水産部長

内同 生産課長

挑原同 遠洋係長

(3) 業界

GA-4

外務省

(1) 琉球遠洋航協会

前田事務局長

子那露船主

平良船主

照屋船主

(2) 琉球漁業連合会

長浜須連取員

前川小中型船主組合長

嘉数水産協会事務局長

2. 会議概要

(1) 岡野杉、本件は沖縄のみならず問題

として知られており、日本漁船一般の問題として

採り上げべき旨前置きの上、冒頭貴信^{別添の}2.に基

つき、本年5月以降アンホーンに於て三井物産現地

取員が^{本島沖縄漁船に対し}行った措置の立派な事例として挙げらるべき

内題を(1) 現地に於ける^現船員の素行と(2) 費用立

替等に係り三井物産駐在員の苦勞の2つに大別し、

上記(1)については今後とも更に漁船員に対する指

導を強化、徹底する事申入れた。

(2) 更に岡野杉、上記2.の(2)に^{南シナ海に於ける}触れ、現地

駐在員が立替を行なう場合一番心配するのは回

収率であるが、三井物産では沖縄漁船に対する

信用度は20%とあり、立替えても回収の遅延

は普通の^{過去に}2ヶ月、回収不能となった事例がある

若くは^{若くは}格納^し人命を預っている以上、航途中に不可

測の事態が起るのを防ぐ、先般の魁丸の例に見

られた如く、僅か200ドル余の燃料費と持ち

合わせればかなりの^{2ヶ月}は理解に苦しむ。現地駐

在員としては、在外に海軍当局の要請があれば

嫌や³た³いなければならぬ立場にあるので、

この場合を機会に(イ)一定の金額を持って出港し、不足分についてはみま替とを依頼する。他方、(ロ)立替金支払系をマダラ協金等の団体とし、(ハ)その支払方法は在マダラ東銀支^店の三井物産の口座に振り込るとの了定を制度化しては如何と提案すべし。同時に、上述の如く、渡船員の不品行^等を了定する事件や立替と等については速やかに琉球政府へ通報することをお願いし旨申入れ也。

(3) 以上米方の申入れに対し、業界側は賛意を表し、7年前出港の際300ドルを持ってあるが行政指導を受けていたが、現在は無一文で出港しているのが現状で、これを7年前の制度に戻すことにつき前向きに検討したいと述べた。また、現地駐在員については手数料を支払ってしまふので今後ともお話し頂きたい。立替金の支払方法と併せ、三井物産

に依頼する等米土業界と歩調を合わせて措置することをお願いし早速^急に米方提案につき検討したいと述べた。

(4) 最後に、琉球政府の、従来本件の如き通報は受けていたが、これを実施する前向きに検討したい旨発言があった。

秘密表示 (朱印)

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
主 信	2		2
付			
届			

発送日 昭和45年10月9日
 処理日 昭和45年10月9日
 発信機 タイプ 検査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 10 号 公 信 案 第 10 号
 日 付 昭和45年10月9日 日 付 昭和45年10月9日
 起案 昭和45年10月7日

主 管 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 課 長	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	起案者 電話番号 小田野 447
--	----------------------------------	---------------------

協議先

受信者 沖繩復帰準備委員会日本政府代表
 在 沖繩・北方対策庁沖繩事務局長
 発信者 愛知 外務 大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 電 信 転 報 (アンボン港緊急入港漁船の処理)

9 93 外務省 回覧番号

予
 川
 途
 同
 野
 事
 務
 局
 に
 電
 信
 送
 付
 す
 る

北合第 10 号
 昭和45年10月9日

外 務 大 臣

電 信 転 報 (アンボン港緊急入港漁船の処理)

本件に関する下記電信(/)通を転報する。

記

45年10月2日付外務大臣 第1509号

付 属 添 付

本信送付先 沖繩復帰準備委員会
 日本国政府代表
 沖繩・北方対策庁
 沖繩事務局長

(在イナボネ予大臣後信電)

ソカヒ 万大 傳販

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

58

電信写

- 大政審外務省
- 事務次長 典房
- 臣官審審長 長
- 儀編人厚計
- 備文会管給
- 長
- 参調析企
- 参領移
- 参地中東
- 長北東
- 参北北保
- 中南番歐
- 参西東洋
- 長西東
- 参近ア
- 次総経國万
- 参實統
- 参政技二
- 一理
- 参条協
- 参政経科
- 専社専
- 参道内外
- 一二

総番号(TA) 52585 主管
 70年10月22日19時50分 沖繩 発着 米北1
 70年10月22日19時15分 本省 発着

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

アンボン港緊急入港漁船の処理

第47/号 平

貴借米北1合第10号に関し

22日午後りゆう政水産部より、当地業者は本土業者と同じく2千ドル寄託(おきなわ側千ドル負担)の線で本件に対処することに決定した旨通報越したので、右お知らせする。

(了)

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

194

電信写

- 大政審外務省
- 事務次長 典房
- 臣官審審長 長
- 儀編人厚計
- 備文会管給
- 長
- 参調析企
- 参領移
- 参地中東
- 長北東
- 参北北保
- 中南番歐
- 参西東洋
- 長西東
- 参近ア
- 次総経國万
- 参實統
- 参政技二
- 一理
- 参条協
- 参政経科
- 専社専
- 参道内外
- 一二

総番号(TA) 60092 主管
 70年12月8日19時15分 沖繩 発着 米北1
 70年12月8日20時51分 本省 発着

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

漁業界の復帰対策に関する要望

第644号 略

1. 7日付タイムス朝刊によれば、最近りゆう政農りん局水産部は当地各漁業団体と復帰対策につき協議し、

- (1) 主席が許認可した現在の漁業権、漁船のせき徴を復帰後も農りん大臣の許可を得たものとして存続せしめること、
- (2) 現在20トン未満の沿近海かつお漁船のそり業をそのまま認めること、
- (3) 本土からの分離により未補償の旧漁業権の保障、
- (4) 漁港などの漁業基ばん整備、
- (5) 中小漁業に対する融資の拡じゆう、などを本土政府に要請することを決定した由。

2. 8日水産部係官から「ツタがちより取せるところ次の通りの趣。

「上記要望事項のうちの一部は既に本土政府に伝達されているが、今回の会合では、漁業界として本土の復帰施策に反えいさせたいものを包括的に検討し、右を再確認したのである。今後更に検討を加え、正式要請として本土側にあらためて提示したいとの希望が表明されている。」

(了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 12 142 号
	第 204 号	昭和 46.7.12 20.04 分宛
大至急・至急・普通・LTP		発電係 高橋

電信課長

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部署 (室) 名 米比一 起案 昭和46年7月12日 起案者 U 電話番号 東京 2467
協議先 南東アジア課長 ケ	国際経済課長 破産課長	
在 沖繩 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事	代理 木村 (外務) 大臣 臨時代理	
在 小笠原 八木 (大使) 臨時代理大使 総領事	代理 あて	
件名 小笠原水域における本邦漁船拿捕事件 最近小笠原 ^{島嶼} 水域において本邦 漁船(才13 勝浦丸、才15 桂丸 (2隻が)日、漁業取締(違反(取締 に定める採集海域外採集)に相 次いで拿捕され、小笠原側の		

昭和四二・七 改正

写
済

223

場

心証を著しく害し、~~桂丸~~ ^{わが国はとの親交} ~~桂丸~~ ^{支障に苦慮してゐる。}
 先方の特別の好意を材料として
 釈放の見通しがつかないが、勝浦丸
 ついては、釈放の見通しがつかないのみ
 ならず、裁判に付された上、船体没
 収、多額の罰金課徴等の恐れが
 十分にある。もし今後更に違
 反船が拿捕されたら、事態が^甚
 ずれば、^{拿捕料と漁船の没収および料金は、} ~~各漁船に対して採集許~~ ^{本邦および沖繩漁船の漁業一般}
~~許可の発給停止も予想される~~ ^い
 これは将来の両国の漁業交渉に劇
 り知れない悪影響を与えることが
 懸念される。すなわち、~~甚慮すべき事~~
~~態にある~~
 2. 現在のところ、沖繩漁船について
 ついては、

外務省

は、違反操業の事実を承知している
 にか、~~在インドネシア本大使の強意~~
~~具申もされず~~ 同国水域内出漁
 の沖縄漁船に対しても右事件を
 通報するとともに、若しバレーダ海域
 外に出漁中の漁船があれば即時
 退去を並びに取極防止（守る）
 一層の注意を払われよう。琉球政府
 及び関係業界に周知徹底を
 お願い。（関係電報追送す。）
 要請 インドネシアに転電した。
 (3)

GB-3

外務省

秘密表示（朱印）
 極 秘
 無 期 限
 部の内
 号

部数指示	発信用	執務用	備	考
主	信	1	1	
付	区	そのま		

発送日 昭和46年7月15日
 処理日
 発信タイプ 校査

文書課 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米比 第 170 公 信 昭 和 年 月 日 昭和46年7月14日

大 臣 主 管 起 察 昭 和 年 月 日 昭和46年7月12日

政 務 次 官

事 務 次 官

外務審議官

外務審議官

官 房 長

アメリカ局長
参事官
北米才一課

電話番号 東京 2467

協議先

受信者 在沖繩高瀬大使

発信者 外務大臣臨時代理

写送付先 (希望発送日) 7月14日

件 名 インドネシア水域における本邦漁船
拿捕事件

GA-2 14 185 省 回覧番号

なお本件を Phase II の議題として取上げると否とを
 向うで後持時において円満な移行が行われるよう
 御検討おき願いたく、また当方心得あるべきことあれ
 ば御回答願いたし。

大使

公印

村岡参事官
 伊藤参事官

Phase II
 「漁業に関する国際的取決め」
 46. 8. 26
 新田
 8月25日(水)午後 琉政水産部のプレジに
 上り、ポート観光ホテルにおいて琉球遠洋漁業
 新田
 業協会(比嘉良行会長)役員等と本件につき
 懇談したところ、之の際協会側が述べた
 諸点を要約すれば次の通り。なお、琉球
 政府からは、農林局長の花水産部長が本会
 合に臨席した。
 1. 本件に該当するものには、オーストラリア近
 海への出漁に関する昭和44年の日・米・琉
 球三政府間覚書、及びインドネシア近海への出
 漁に関する昭和43年のインドネシア政府と
 琉球漁船の

琉球遠洋鮪漁業協会との~~交渉~~、の
2. の例が存在する。^(中間的取り決め)

2. オーストラリア近海出漁の場合の日、米、
琉球政府間覚書は、昭和43年締結の日、

豪政府間協定に基づいて同協定により日本側
が認められた操業船隻数の中の一部を沖縄

業者に割り当てたものである。^{よって、}その割り当て
数は、沖縄が日本に復帰したからと言って当然

に消滅するものではない。^{よって、}復帰とともに米
政府が早くよりその結果前述の理行覚書

が法的に消滅するとすれば、沖縄側が日本
本土側に對し現在主張している船隻数をそのまま

当然に主張して行くべきことには至る。しかし、
これは沖縄と日本本土との間での解決されるべき

国内問題である。

3. インドネシア出漁の場合のインドネシア政府
と琉球遠洋鮪漁業協会との~~交渉~~は、^(取り決め)

~~昭和47年6月27日付~~^(取り決め) 右有効期
限の3ヵ月前までに通報すれば10年

延長することが可能である。従って、沖縄
復帰が昭和47年7月1日に実現すれば、^{仮に}

現在^(上記取り決め) ~~60隻~~で沖縄が認められて、出
漁船隻(1年に60隻が協定上の77。但し、
数)

実際には21隻だけしか指定水域への許可証を得
ていない。)は之のまま復帰後も有効である。

しかし、沖縄が復帰してしまえば、インドネシア
は日本との1対1で、これまでの協定相手先は

3. 日本遠洋鮪漁業協^同組合連合会から、琉

琉球漁業協会の2つの団体を相手とす
ることになり、早晩これが一本化を要求して来ること

は容易に想像できる。この場合、現在沖
縄に認められていた隻数が減らされる可能性

がある。沖縄業者としては、おと子船に
至ることも憂慮して、本年10月1日を目途に

新しく沖縄県漁業協^同組合を結成し、後
帰後日本漁業組合連合会^の傘下に入る

準備をしている。沖縄県漁業協^同組合が
結成された場合、イニヤニヤの取り決めの1箇

條と琉球漁業協会は名義上存続し
る。沖縄業者が希望するところは、沖縄

県漁業協同組合が日本漁業組合連
合会の傘下に入るに先立ち、同連合会よりイ

本邦政府に押し、両者間の現行協定で認めら
れた日本側~~の~~出漁船隻数を増加（正確

に言えば現在沖縄に認められていた60隻の枠を
増加）するよう申し入れ方を要するところあり、この

趣旨は、いづれ沖縄側の希望として日本漁業
組合連合会に正式伝達される筈である。

4. 上記の場合においても、米政府
が問題処理に直接関与してくることは考えられ
ない。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

112

秘

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資源
長経協長条
参賀統国
参政技一理
国企二
参条協規
長国
参政経科
長情長文
参道内外
一二

総番号(TA) 50883
71年 月 / 日 19時05分 沖 纒 主管
71年 10 月 / 日 19時22分 本 省 着 本 201

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第1033号 略

往電第1001号に関し

1. 10月19日の会議では、当方より、5日から7日まで通産省
マブチおきなわ対策室長を団長とする在ちゆう米企業問題
に関する使節団が来ちゆうする旨を報告、フィアリ口はか
の迎の意を表明した。

2. フィアリ口より、特にほうせんまる事件に言及して往
電第1030号の趣旨を簡単に報告した。

3. 会議終了直後別室において、りゆう政カキノハナ水産
部長による「漁業に関する国際的取り決め」の説明会が開
催された。委細公信。

4. 次回は8日。

(了)

別添の対豪取極以
Confidential 公知の件
公(密記)及び

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)

各課長
了
外務大臣 殿

第 598 号
昭和 46 年 10 月 7 日

在準備委代表事務所
高瀬代



水産局

- 総務
- 調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力大
- 局庶務

(件名)

漁業に關する國際的取決めについての説明会

引用公・電信
日付・番号

社電 1033 号 3.

10月1日の代理会議の直後、標記説明

会に出席、琉球政府農林局、花水産部

長からインドネシア及びオーストラリアとの漁業取り

決めの概要等について説明が行われた。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:



GA-3-1

2718 在外公館

この際配布される説明資料及び説明文等
は各一部別添送付する。

GA-4

外務省

インドネシア漁業交渉 取極関係公文

琉球政府
農林局

1967. 8. 5

局長 〆

1. 交渉の経緯

(1) インドネシアは、昭和32年12月、その群島内の水域を内水として宣言するとともに、その外側12海里までの水域を領海と主張し、昭和35年初から、この水域に出漁する日本漁船のたばくを行なった。わが国は、このインドネシアの主張は国際法上認められないとの立場から、日本漁船のたばくに対し嚴重に抗議するとともに、これら漁船の釈放を要求し、双方の立場が根本的に対立して来た。

(2) かかる状況の下に、昭和42年10月、佐藤総理のインドネシア訪問の際発表された共同コミュニケに基づいて、漁業問題解決のための特別委員会が設置され、日伊双方は沿岸国の漁業に関する管轄権および領海の幅員に関する両国の国際法上の立場を害することなく、インドネシア諸島周辺水域における日本漁船の漁業問題につき実際的な解決を図ることになった。この特別委員会における討議並びに日本の漁業者団体代表とインドネシア側漁業当局との間の話し合いを通じて進められた本件漁業交渉は今般妥結し、去る7月27日関係文書が署名された。

2. 取極の主な内容

(1) 出漁隻数

出漁隻数は60隻を超えることはない。

(2) 漁獲高

漁獲高は年間1,500トンを超えることはない。

(3) 航海数

航海数は年間180回を超えることはない。

(4) 基地使用料

基地使用料は1隻当たり年間700米ドル、赤魚の捕獲については300米ドル、70トン以上3000トン以下のものについては390米ドルを支拂う。

(5) 操業水域

操業水域はバンク近及びセラム近以外の水域を操業することはできない。

(6) 寄港

(1) 寄港は各航路の終端又は終りにアンボン港に

(2)

寄港する。

(2) アンボン寄港に際しては、4時間以内に出港できるがインドネシア側は迅速な便宜供与を行わう。

(7) 取極の有効期間

暫定取極の有効期間は取極番号の日割り/年間とし、両当事者間の合意により延長しうる。

(3)

(資料1)

インドネシア諸島間の水域における日本及び
沖縄漁船の操業に関する暫定取極(英文)

一方においてインドネシア共和国農業大臣に代わる漁
業総局長を代表する漁業総局長(以下「政府機関」と
いう。)と、他方において、漁業協同組合連合会
の代表者(以下「組合」という。)とは、漁業問題に関
する日本及び沖縄、インドネシア特別委員会²の討議の記
録に示される討議を考慮し、組合員である日本及び沖縄
漁業者によるインドネシア諸島間の水域における漁業
に関する次の取極を合意した。

六ノ条

(1) 政府機関は、この取極に付属する合意議定書に掲げ
る水域において、漁業に従事することを希望する日
本及び沖縄漁船に対し、アンボン港へ寄港する許可を
与え、かつ、便宜を供与する。

在東京インドネシア大使館は、これらの漁船に対し
証明書を発給する。

(4)

この取極が寄港は、地方漁業当局による証明書の種
類及び寄港港の施設の便宜を受けるため、各漁船の
操業又は終りに行なわれる。

(2) 組合は、漁船の提出により上記の便宜及び許可
を組合員に代わって申請するとともに、その際上記の
水域で操業を希望する各日本及び沖縄漁船の船名、漁
業種名、登録番号及び総トン数を書面をもって通報し
かつ、乗組員名簿及び船体の写真を提出する。

六ノ条

この取極により、在東京インドネシア大使館からオノ
系(1)にいう証明書を取得した沖縄漁船は、次の標識
を船橋の両側に掲げる。

A. 寸法 : 40トンの級船(A級船)については

30 x 80 (cm)

100トンの級船(B級船)については

40 x 120 (cm)

(5)

B. 文字：OT

A. 文字：OT

C. 桁数：2桁とし、01-60とする。

D. 塗料の色：オレンジの地色に黒色の文字及び
数字

オ 3 条

料金の額は、A級船(70総トン未満の40トン級船)
については1隻当り年間300米ドル、B級船(70総
トン以上300総トン以下100トン級船)につて
は1隻当り年間390米ドルとし、署名の日以降は、
1969年7月26日に終了する期間について交換可能
用で支拂う。

オ 4 条

組合は、オ3条にいう料金を在東京インドネシア大使
館を通じて支拂う。

オ 5 条

操業水域、漁法、漁獲及び漁獲高は、この取極に付属

(6)

する合意議事録に記載されている

オ 6 条

この暫定取極は署名の日から1969年7月26
日まで効力を有する。この暫定取極めは両
当事者の協議により、更に一定期間延長すること
ができる。

1968年7月27日にジャカルタにおいて

英語と日本語との通訳を作成した。

インドネシア共和国農林大臣に

代り農業総局長のために

琉球魚類漁業協同組合

連合会のため

(7)

(資料 2)

合意議事録 (証文)

インドネシア共和国農業者漁業総局次長と
琉球鮪漁業協同組合の代表者とは、次のことを
合意した。

1. 日本漁船は、次の経緯度を下記の順序で結
ぶ直線に囲まれた海以外の海域において操業
を行わないこととなる。

東 経	124度	—	南 緯	2度
"	129"	—	"	3"
"	132"	—	"	3"
"	132"	—	"	4"
"	124"	—	"	4"
"	124"	—	"	2"

2. インドネシアの地方漁民保護のため、日本漁
船は、アンボイ島距岸、30マイル以内での操
業を差し控えることとなる。

また、これらの漁船は、同様の理由により、
他の沿岸漁場において合意されることか
る水域での操業を差し控えることとなる。

3. 沖縄漁民は、母船又は運搬船の使用を行わねこととする。
4. 沖縄漁民が使用する漁船の隻数は60隻をこえないこととする。また、その隻数の1/2以下のものは70総トン以下310総トン以下の100トン級漁船(B級)から成り、残りは70総トン未満の40トン級漁船(A級)から成る。前者の分類には、300総トン以下の約200総トンの漁船約5隻を含まれることがある。
5. 沖縄漁民による最高漁獲高は、年間4,500トンを超えないこととする。
6. 沖縄漁船は、けえ縄漁法のみにより主として鮪漁業に従事することとする。

(資料3)

(インドネシア側書簡)

拝啓

(訳文)

インドネシア共和国農業者漁業総局次長と全国漁業協同組合連合会及び日本鯉鱒漁業協同組合連合会の代表により本日署名されたインドネシア諸島間の水域における日本漁船の操業に関する暫定取極案1条並びに漁業総局次長と琉球遠洋鯉鱒漁業協会の代表者により本日署名された同水域における沖縄漁船の操業に関する暫定取極案1条に関し、次のことを申し述べる光栄を有します。

- 1) 日本漁船及び沖縄漁船がアンボン港に寄港する際は、入港時より4時間以内に出港できるように、便宜供与は迅速に行われることとする。
- また、このような便宜供与は、日中に行われることとする。
- 2) 日本漁船及び沖縄漁船は、それぞれの組合を通じ、航海計画を在東京インドネシア大使館に通報することとする。

3) 日本漁船及び沖縄漁船による最大航海数は、それぞれ年間750回及び180回とする。

私は上記に述べられていることを日本及び沖縄の関係漁業者団体にその確認を得るため通報されるよう貴下へ要請する光栄を有します。

私は、以上申し進めるに際し、ここに重ねて貴下へ向って敬意を表します。

1968年7月29日にジャカルタ

漁業問題に関する日本・インドネシア
特別委員会
インドネシア政府首席代表
イスマイル M. タエフ

漁業問題に関する日本・
インドネシア特別委員会
日本政務首席代表
御至 清尚 殿

(資料丸)

(日本側書簡)

拝啓

(訳文)

私は

本日付けの貴下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

○ (インドネシア書簡)

○ 私は前記の書簡の内容を日本及び沖縄の関係漁業者団体に、その確認を得るため通報することを貴下にお知らせする光栄を有します。

私け以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴下に向って敬意を表します。

○ 1968年7月27日にジャカルタで

漁業問題に関する日本・
インドネシア特別委員会
日本政府主席代表
御至 清尚

漁業問題に関する日本・
インドネシア特別委員会
インドネシア政府主席代表

イスマエル・M・タエフ 殿

(12)

3 出漁に際し、留意すべき事項

(1) 基地使用料の支払

(イ) 日本鯉類漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会が代表して、在東京インドネシア大使館に支払う。

(ロ) 基地使用料払込みの際、次の内容を記載した申請書(別紙1)を、在東京インドネシア大使館に提出する。

船名

漁業者名

漁船登録番号

総トン数

船員名簿 (船長の変更があった時は、船主毎に
に在東京インドネシア大使館に通報する
他の乗組員については通報の必要はない)

船体の写真

(イ) 基地使用料支払の証明書を、在東京インドネシア大使館より
受領する。

(2) 標識 (2枚)

(イ) フォートは漁船の船橋の両側に設置する。

(ロ) フォートに記載する文字および数字は JT 000
0 T 00

(ハ) 文字は黒色、地色はオレンジ色。

(ニ) フォートの大きさ

70トン未満船 300mm X 800mm

(13)

70トン以上300トン未満船 400mm X 120mm

(ホ) 琉球鮫漁業協会が一括発給のうえ配布する。

(3) 操業水域

バンダ海及びセラム海の次の諸点を順次に結んだ線内。

(124°E 2°S) (129°E 2°S) (132°E 3°S) (132°E 8°S) (124°E 8°S) (124°E 2°S)

(4) インドネシア沿岸漁民の保護区域

操業水域のうち、アンボン島周辺30マイル以内を伊勢

海沿岸漁民の保護区域としているので操業しないこと。

(5) 魚種及び漁法

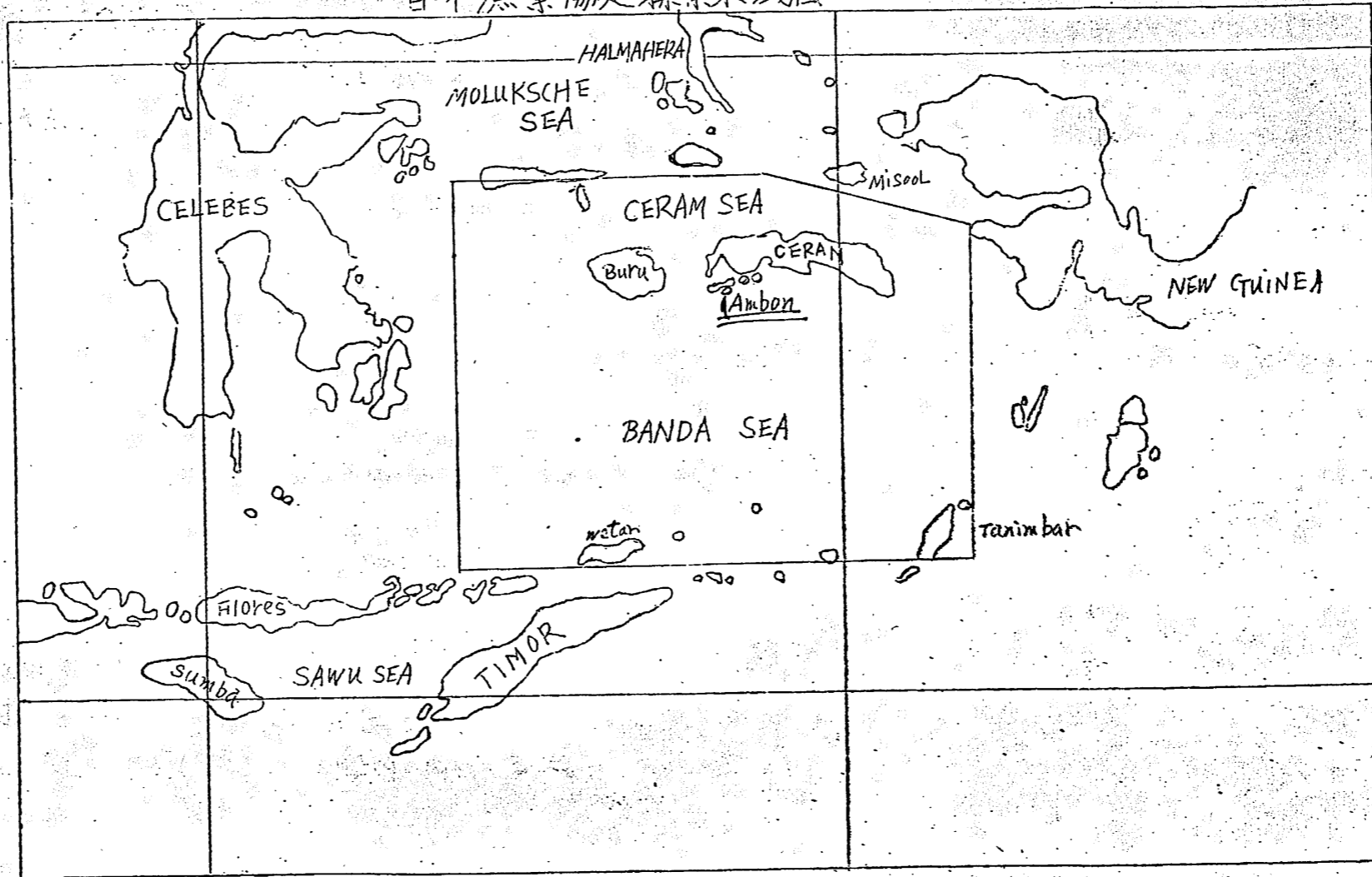
(イ) 主としてまぐろ。

(ロ) 延縄漁法に限る。

(6) 出漁時期

周年

日・伊漁業協定操業水域図



2
3.
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.
11.
12.
13.
14.
15.
16.
17.
18.
19.
20.
21.
22.
23.
24.
25.
26.
27.
28.
29.
30.
31.
32.
33.
34.
35.
36.
37.
38.
39.
40.
41.
42.
43.
44.
45.
46.
47.
48.
49.
50.
51.
52.
53.
54.
55.
56.
57.
58.
59.
60.
61.
62.
63.
64.
65.
66.
67.
68.
69.
70.
71.
72.
73.
74.
75.
76.
77.
78.
79.
80.
81.
82.
83.
84.
85.
86.
87.
88.
89.
90.
91.
92.
93.
94.
95.
96.
97.
98.
99.
100.

(7) 航海計画 (別紙)

日本鯉鱈漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会を通じ、在東京インドネシア大使館に年2回(6月・11月)通知する。

(8) 信号方法

アムボン港に寄港する際の信号は、次のとおりである。

	旗
入港時	船尾に日本国旗、メイルストに船名符号
出港時	同上

(9) 出港時の注意事項

- (1) 特殊船舶の資格を取得すること。このためには、税関に船舶資格変更届を提出し、船舶資格証書の交付を受ける必要がある。
- (2) 出入国管理及び出港に関する所定の手続をとること。
- (3) 乗組員は全員、予防接種をおこなうこと。
- (4) 基地使用料支払い証明書と船内に備付けること。
- (5) 所定のフレートと船橋面側に設置すること。
- (6) アムボン港の海図 (No. 940) と船内に備付けること。

(10) 操業上の注意事項

- (1) インドネシア諸島間の水域における日本漁船の操業に関する暫定取極 (資料1) 及び合意議事録 (資料2) を遵守すること。

(注) この暫定取極は民間協定であるが、ソ聯との間の貝殻島のコンブ協定、日中協定などの民間協定と異なりその内容が詳細であり、本格的な民間協定として最初のものである。世界的に漁業専管水域の一方的な宣言が多くなっている今日、政府間協定が困難な面が多くなっている。この様な場合、民間協定の形で対処できるか否かは全く、民間団体の自主的な規則の遵守状況如何に係るので、その試金石として、各自の責任ある行動が必要である。

- (2) 上記暫定取極及び合意議事録に違反して操業している船を発見した場合には、その船名、漁船登録番号及び違反の内容を無電により (無電機故障等の) 船は、無電を有する船に依頼して、琉球鯉鱈漁業協同組合連合会 協力会

又は、行政府に通報すること。

- (18) 日本漁船は相互に協力して、安全操業の確保、通信(中絶)連絡の迅速等に努めること。
- (19) 船長は、常に自船の正確な位置を確認しておくことととも毎日の正午位置のほか、投縄開始位置、投縄の方向、揚縄開始位置を航海日誌に記録しておくこと。

417 アンボン寄港の際の手続き及び乗組員の注意事項

- (1) 入港前に船内及び漁具等を整理しておくこと。
- (2) 入港後の手続きを迅速に済ませるため、事前に料金支払証明書等必要なものを準備しておくこと。
- (3) 入港時の信号装置をあらかじめテストしておくこと。
- (4) 入港手続きは日中おくをねらうので、日没4時間前まで入港し、出港時の航行の安全を図ることに留意すること。また、夜間港内での停泊は行なわないようにすること。(2時以後)
- (5) 不慮のトラブルの発生を防止するため、入港手続きその他物見遊山のための上陸を行なわないこと。
- (6) インドネシアの担当官の乗船に際しては、友好的態度で応待し、失礼にあたらぬようにするとともに応待も船長に限定して、船長の特別の指示がない限

り、一般船員は直接イ側担当官に接触しないよう留意すること。

- (1) 料金支払証明書は必ず返却を受け、インドネシアの責任者が確認した旨のサインを確かめて受け取る。
- (2) 料金支払証明書の提示は、イ側の責任ある担当官に対してのみ行ない、当該証明書の所在が不明にならないうよう注意すること。
- (3) 入港して待機中、不慮の事故等緊急を要する事態が発生したときは、速かにインドネシアの担当官及び係船に連絡をとり、適切な処置を行なうこと。
- (4) トラブル防止のため現地住民を日本漁船に乗船させないよう注意し、また、漁業にも十分注意すること。
- (5) インドネシア側に対する手続きは事務的に処理し、贈物をする等の行為を避けるとともに、物々交換は絶対に行なわないこと。このことはインドネシアの国情に鑑み習慣化すると他船の迷惑となるので厳禁に付しむこと。
- (6) 入港中は、レコードを放送する等、使用の騒音を出さないようにする。
- (7) 入港中の飲酒を避けること。

に水考方の船をアンボンに月間派遣するにあたり

(カ) 入港中は、清潔な服装をし、インドネシア側に不快の念を与えないよう注意する。

(キ) 入港中は、ビルジ、廃棄物を海中に投下しないようにし、港内をよごさないこと。

(ク) 航海日誌、その他の記録は常に必要なもののみを記載し、後で物議をかもすような不必要な記載をしないように留意すること。

(ケ) 上陸及び補給は禁止する。

(別紙1)

1968年7月27日付インドネシア諸島間水域における
日本漁船の操業に際する取極の枠内における証認申請書 KS

1968年 月 日

全国漁業協同組合連合会
日本鯉類漁業協同組合連合会

漁業者名 Vessel name 船名					
船主名 Owner name 船主氏名					
船名符号 Vessel number 船名符号	KSCH(豊)号				
船主住所 Owner address 船主住所					
船主職業 Owner occupation 船主職業					
船主印 Owner seal 船主印					

- 付属書
1. 船員名簿
 2. 船体写真(手札型;右舷一葉)

呼
出
行
了

3.1 (汗経社含む) 漁業交渉の合意点について

1. 取極めの当事者

(1) 日・インド間の漁業交渉に対する基本的な問題については、日・両国の書籍をもち、インドネシアの在日西山大使の レター にある Mallik 外務大臣による 調印 (7月27日)

(註: 本調印は両国との閣議の決議に基づきなされたものである)

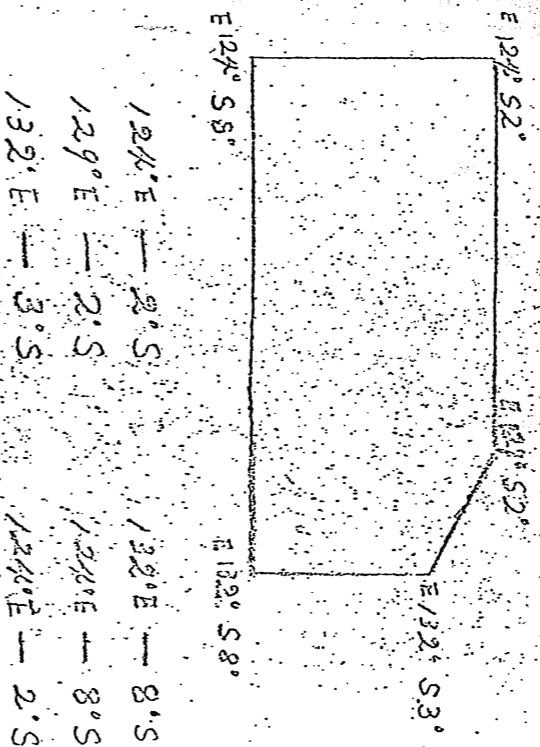
(2) THE JAPAN-INDONESIA SPECIAL BODY ON FISHERY PROBLEM (日・インド漁業交渉特別委員会) における基本的な両国の了解事項については、日・両国の書籍をもち、インドネシア在日 Mikranji (御丞) 公使の レター にある 外務省経済総局長 la Maei M. Rajib による 調印 (7月20日 10時 調印 日本向題は7月26日)

(3) 漁業交渉の具体的な内容については、日本側、カマキ、魚業者団体 (金漁連、日経連、常務委員、池尻、副会長、増田) 側、海警官、農林省水産官 の 調印 (左記にらへは、7月20日 10時、反調印、清丹、本調印 は 7月27日) 沖総側、琉球遠洋漁業協会 会長、長履、1側 と 記同、海警官、農林省水産官 による 反調印、7月26日、本調印 は 7月27日。文書は本日 (23日) の会議で、内容の説明にて双方交換してある。

2. 取極め文書の形式

- (1) 交換文書 (上記 日側 西山大使、1側 Mallik 外相)
- (2) Record of Discussion (御座公使とタテノ総局長)
- (3) 取極め文書 (暫定協定)
 - 日経連
 - 金漁連
 - 琉球協と 1側
 - 海警官
 - 農林省
- (4) 会議議事録 (3) 同と)
- (5) Side Letter (委員会の協議録) 両政府間

3. 水域



4. 沿岸漁民保護のための自由漁域
 下ボソ周辺の沿岸漁業権保護のため30海里以内は自由だが、漁民を無視せず、身体的措置は双方の合意により行われなければならない。

5. 出漁時期 同年 (1968.7.27 ~ 1969.7.26日)

6. 魚種 主にワカサギ

7. 漁法 延縄に限る

8. 隻数 (1) 日本 250隻

- 内A項(70t未満) 号 158隻
- 内B項(70t以上300t未満) 号 92隻 (200t以上300t未満 13隻含む)
- 内A項(70t未満) 号 30隻
- 内B項(70t以上300t未満) 号 30隻 (200t以上300t未満 5隻含む)

9. 料 金 1隻1年 A項(49型~70t未満) 号 300

B項(70t以上200t未満) 号 390

(沖繩も同一条件)

(自由田を以て本使館に5%にお)

10. 漁獲量
日本 15,000トン (750船3回)
沖縄 4,500トン

11. 支払方法、証明書

日本(沖總社会社)政府又は漁業者団体が事前に在米大使館に
支払v. 証明書を交付する。政府は漁業者の業務代理
(副印者の事)

12. 標識

政府は金の取扱いはしない。

- (1) フォントを使用する。
70mm未満 0.3mm X 0.8mm
- (2) フォントの大きさ
70mm以上 0.4mm X 1.2mm
- (3) 記載する文字
日本 J.T. 000 (000は表数(船数)の数字)

沖縄 0 T. 00 のRFFの日本郵印 0 T. 01
~~文字~~ 数字は黒 0 T. 20

色
文字 数字は黒
その他は藍色(黄・赤の中間色)

13. 寄港

航海毎に操業後又は操業後半の適当な時期に寄港。寄港時間
は時間以内は自給港(アムステルダム港など)

自由航行(無害航行の事)
取極後別途取扱。漁長格紙はついで

15. 取極の期間 1年間

16. その他協力 (1億1千万ドル)

- (1) 医療) 協力によって、フィリピンに病院を設立することによって日本
側は技術的協力する用意がある。
- (2) 漁業センターの設置によって、日本側漁業に因する取極の後
速かに銅検査チームを派遣する。

対小笠原沖の漁業交渉

(1) 小笠原沖は1957年12月昭和群島FAO水域宣言によるFAO区域FAO水域
 (FAO) による漁業措置をいたした。これに対し日本政府は、政府承認水域とする主張は
 (際遠水域の承認は右の如く) したが、日本政府は対漁業交渉を拒否した。
 (2) 小笠原沖、前記のFAO水域に属する漁業の漁業措置は、日本は、
 漁業取締令を施行し、多数の漁船が漁業を営む。この事件が起った。
 (3) この漁業交渉は、1957年10月佐藤首相が訪米して、小笠原沖の
 事件問題の交渉を、その結果共同声明を交換したとの事。

の結果 双方は、小笠原沖の国際法上の立場を争うことは、日本は
 小笠原沖の漁業問題の交渉の解決を望むことと、漁業の一般化
 日本は、小笠原沖の漁業問題の交渉を望むことと、漁業問題係争高
 1957. 9. 11. 27. 10.
 不協定取極小、小笠原沖の漁業問題の交渉。

漁業

- 1. 採獲量 60隻 70t未満 30隻 70t未満 30隻 (255,200~300
 未満(5隻))
- 2. 料 金 70t未満 300円 70t未満 390円
- 3. 漁獲量 4,500t (総量) 等

添付 II

70.5/27.11 シヤカビルにて署名された地球・小水・河 暫定漁業
取極の延長に関する文書

(参考) 上記取極は、1922年7月26日までの有効期間延長の請求
要請が去小水 受小水 別 延長 70.53。

対蒙洲漁業協定に関する

- (1) 蒙洲は、1928年/月30日に国内法により、同国本土、ネーデルラント、及び
二信託統治領地帯の沿岸上、以漁業に関する漁業水域を設けられた。
是二水域の場合には、漁業権者である米政府に対し、漁業協定を政府から
以交渉方を要請して、米政府が、交渉に当るとした。
- (2) 是二が、蒙洲は、日本以外には漁業協定を考へたこと、日本
と漁業協定を結ぶこと、是二は、好ましくないので、漁業協定を考へた。
是二、漁業協定の要請は、米理する右の如く、日本国領海内と調整され

所々わ水、本土漁船と同一条件で沖繩の全漁船は家洲の各港
 (YANAGI, KINOSHITA, KAWA) に緊急入港以外は寄港し
 ざることを、また12海里以内で希望する漁船は採集がな
 されるに日家協定に沖繩も取り込まれた。

協定の至る内容、12海里以内の水域を禁止域を余
 の水域、期間については7年制、またシバノカ、ニメネカ、
 については3年制、3年後は両国の協議によること、日本と
 日家協定→68年11月27日署名 津島 ほか 沖繩漁船の採集

1. 関する覚書は、69年2月14日、日東政府総理府特別地域
 連絡局長、日本政府外務省アタカ局長が署名し、
 69年3月17日3月17日、漁村農林局長、米口民政府
 総務部長が署名した。

- 1 採集回数 20回
- 2 漁獲量 400トンの(総量)
- 3 燃料 100リットル

入札のときは、その旨を通知し、解任を拒否し、処置を要する。

2. 豪州協定について

現行協定が、神羅を合意した問題で、自叙協定は、1975年までの期限である。その問題である。

1975年11月

1975年11月

(DRAFT)

CONFIDENTIAL

INTERIM ARRANGEMENT REGARDING
OPERATIONS BY OKINAWAN FISHING VESSELS IN THE
WATERS BETWEEN THE INDONESIAN ISLANDS

The Director-General for Fisheries, on behalf of the Minister of Agriculture of the Republic of Indonesia, represented by the Secretary of the Directorate-General, hereinafter referred to as the Government Agency on the one hand ;

and

The Representative of the Kyukyu Deep Sea Tuna Fisheries Association, hereinafter referred to as the Association, on the other hand ;
have agreed on the following arrangements regarding tuna fishing by Okinawan fishermen, members of the Association, in the waters between the Indonesian islands, reflecting the discussions embodied in the Record of Discussions of the Japan-Indonesia Special Body on fishery problem :

Article I

(1) The Government Agency grants permission to call at the port of Ambon and provides facilities to Okinawan fishing vessels desiring to engage in tuna fishing in the area mentioned in the Agreed Minutes attached to this Arrangement.

The Indonesian Embassy in Tokyo issues certificates to those fishing vessels.

Such call is to be made towards or at the end of each voyage for the verification of certificates by the local naval authority and for obtaining harbour facilities as required.

(2) The Association shall apply for above-mentioned facilities and permission on behalf of its members by handing in a letter of recommendation, and notifying in writing the name, the name of the owner, the registration number and the gross tonnage of each Okinawan fishing vessel desiring to operate in the area mentioned above and shall present the crew list as well as the photograph of the body of the vessel.

Article II

Those Okinawan fishing vessels which have obtained the certificate mentioned in paragraph (1) of Article I from the Indonesian Embassy in Tokyo under this Arrangement shall bear

markings ...

markings of the following description on each side of the
bridge :

- A. Size : 30 x 80 cm for 40 ton class vessels
(class A vessels) and
40 x 120 cm for 100 ton class vessels
(class B vessels),
- B. Letters : OT
- C. Digits : 2 (two), thus 01 - 60
- D. Colour of the paint : black letters and figures
on orange background.

Article III

The amount of fee for class A vessels (40 ton class vessels less than 70 gross ton) is fixed at three hundred U.S. dollars (US \$ 300.-) per vessel per year and for class B vessels (100 ton class vessels not less than 70 gross ton but not larger than 300 gross ton) at three hundred and ninety U.S. dollars (US \$ 390.-) per vessel per year, payable in convertible yen, for the period beginning on the date of signature of this Arrangement and ending on 1969.

Article IV

The Association shall pay the fee mentioned in Article III through the Indonesian Embassy in Tokyo.

Article V

The area of operation, the method of operation, the number of vessels and the amount of catch are mentioned in the Agreed Minutes attached to this Arrangement.

Article VI

This Interim Arrangement shall be in force from the date of signature to 1969. It may be extended for another period subject to further negotiations between the contracting parties.

Done in duplicate at Jakarta in the English language,
this day of 1968.

For the Ryukyu Deep Sea Fisheries Association:
Tuna Fisheries Association:
For the Director-General for Fisheries, on behalf of the
Minister of Agriculture of the
Republic of Indonesia :

(DRAFT)

AGREED MINUTES

CONFIDENTIAL

The Secretary of the Directorate-General for Fisheries of the Department of Agriculture of the Republic of Indonesia and the Representative of the Ryukyu Deep Sea Tuna Fisheries Association have agreed to record the following :

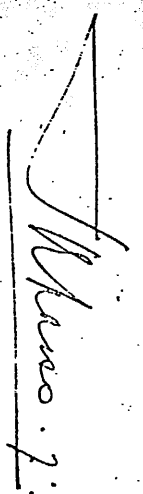
1. Okinawan fishing vessels will not operate in the area other than the sea bounded by straight lines connecting the following coordinates in the order listed :
 - 124° E - 2° S
 - 129° E - 2° S
 - 132° E - 3° S
 - 132° E - 8° S
 - 124° E - 8° S
 - 124° E - 2° S
2. For the protection of local Indonesian fishermen, Okinawan fishing vessels will refrain from operating within the limits of 30 miles from the island of Ambon. They will also for the same reason refrain from operating in other coastal fishing grounds, the areas of which will be agreed upon.
3. Okinawan fishermen will not make use of mother ships or transporting vessels.
4. The number of vessels used by Okinawan fishermen will not exceed 60, one half (1/2) of which will consist of 100 ton class vessels not less than 70 gross ton but not larger than 300 gross ton (class B vessels) and the rest of which will consist of 40 ton class vessels not larger than 70 gross ton (class A vessels). The former category may contain five (5) vessels of approximately 200 gross ton but not exceeding 300 gross ton.
5. The maximum catch by Okinawan fishermen will not exceed 4,500 tons per year.
6. Okinawan fishing vessels will engage mainly in tuna fishing and only by longline method.

Djakarta, May 21, 1970.

Sir,

I wish to acknowledge receipt of your letter of this date, referring to the provisions of Article VI of the Interim Arrangement regarding operations by the Okinawan fishing vessels in the waters between the Indonesian islands signed on July 27, 1968, and also to the exchange of letters dated September 27, 1969, and expressing your wish to extend the Interim Arrangement.

I wish to inform you, on behalf of the Minister of Agriculture of the Republic of Indonesia, that the proposal contained in your letter is acceptable to the Minister, and to confirm that the said arrangement is hereby extended until July 26, 1972. It being understood that thereafter the said arrangement will be further extended for a period of one year in compliance with a request to that effect to be presented by the Association referred to in your letter three months prior to July 26, 1972.


Soeharso Malangjoebo
Director for Planning,
Directorate General for Fisheries,
Department of Agriculture of
the Republic of Indonesia

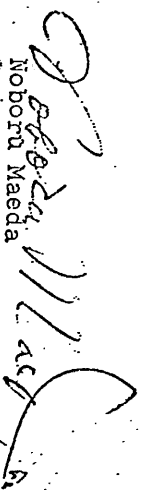
Mr. Noboru Naeda
Secretary General of
the Ryukyu Deep Sea
Tuna Fisheries Association

Djakarta, May 21, 1970.

Sir,

Referring to the provisions of Article VI of the Interim Arrangement regarding operations by the Okinawan fishing vessels in the waters between the Indonesian islands signed on July 27, 1968, and also to the exchange of letters dated September 27, 1969, we wish to propose, on behalf of the Ryukyu Deep Sea Tuna Fisheries Association, that the said arrangement remain in force until July 26, 1972, and that thereafter it will be further extended for a period of one year in compliance with a request to that effect to be presented by the above-mentioned Association three months prior to July 26, 1972.

We shall be grateful if you will be good enough to inform us whether the above proposal is acceptable to the Minister of Agriculture of the Republic of Indonesia.


Noboru Maeda
Secretary General of
the Ryukyu Deep Sea
Tuna Fisheries Association

Mr. Soeparso Malangjoedo
Director for Planning
Directorate General for Fisheries,
Department of Agriculture of
the Republic of Indonesia

CONFIDENTIAL

Memorandum Concerning Operations
by Okinawan Fishing Vessels in Waters Contiguous
to the Territorial Seas of Australia

An understanding has been reached among the Governments of Japan, the Commonwealth of Australia, and the United States of America that the relevant provisions of the Agreement on Fisheries between Japan and the Commonwealth of Australia and its related documents, including the Exchange of Notes regarding the interim operations, will be applied in practice to Okinawan vessels with necessary modifications. In order to meet the requirements embodied in that understanding, the authorities of the Government of the Ryukyu Islands will undertake the following:

1. Upon entry into force of the Agreement and thereafter, to transmit to United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, for forwarding to the Japanese authorities through the Japanese Government Okinawa Office,

(a) information on the names, the registration numbers, the names of the managers and the numbers of the fishing crews of any Okinawan vessels that are likely to engage in tuna long-line fishing in the "Designated Waters" as defined in the Agreement on Fisheries between Japan

and

- 2 -

and the Commonwealth of Australia at least twenty-four days before the day on which it is anticipated that the vessel will first commence fishing in the "Designated Waters" in any calendar year^{1/}

(b) information relating to the total weight of fish taken during each quarter of the preceding calendar year, and information relating to the weight of each species of tuna taken during the preceding calendar year by Okinawan vessels from the "Designated Waters" not later than the twentieth day of June in each year, it being understood that the Japanese authorities will forward to the Australian authorities such information as described above in items (a) and (b) of paragraph 1 immediately after they receive such information from the authorities of the Government of the Ryukyu Islands.

2. To take necessary measures in order to ensure observance by Okinawan vessels of the contents of the relevant provisions of the Agreement and its related documents.

3. To ensure that the annual catch of tuna by Okinawan vessels in the "Designated Waters" referred to above will not exceed approximately 400 tons and that the total number of Okinawan vessels which will operate in the "Designated Waters" will not exceed approximately 20 for any year.

^{1/} The information thus provided will relate to that calendar year, except that information provided during December in any calendar year will also relate to the following calendar year.

Hoshibi Mamoru
Director
Special Areas Liaison Bureau
Prime Minister's Office
Government of Japan

Date: FEB 14 1969

J. I. J. J. J.
Director-General
American Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
Government of Japan

Date: February 14, 1969

Approved for
the High Commissioner:

Rinsko Onaga
Director
Agriculture & Forestry Department
Government of the Ryukyu Islands

Date: March 7, 1969

M. F. J. J.
Chief of Administration
United States Civil Adminis-
tration of the Ryukyu Islands

Date: March 1969

不公表

オーストラリアの領海に接続する
水域における沖縄漁船の操業に関
する覚書

日本国、オーストラリア連邦及びアメリカ合衆
国の各政府の間において、日本国とオーストラリ
ア連邦との間の漁業に関する協定及び暫定操業に
関する交換公文を含む関連諸文書の関係規定を必
要な修正を加えて沖縄の船舶に事実上適用すると
の了解が成立した。琉球政府の当局は、前記の了
解に盛り込まれている要件を充足するため、次のこと
を約束する。

1. 同協定の効力発生の時以後において、日本政
府沖縄事務所を通じ日本国の当局に送付するた
め、琉球列島米国民政府に対し、
 - (a) 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業
に関する協定に定義されている「指定水域」
内で、まぐろはえなわ漁業に従事する見込み
がある沖縄の船舶について、船名、登録番号、

漁業者名及び漁業に従事する乗組員数に関する情報を、このような船舶が「指定水域」内でいずれかの年において、最初に操業を始めたと予想される日より少なくとも24日前に送付すること。(注1)

(D) 沖縄の船舶が「指定水域」内で前年に漁獲した魚類の四半期別の重量及びまぐろの魚種別の重量についての情報を毎年6月20日以前に送付すること。

日本国の当局は、上記1.(a)及び(D)に定める情報を琉球政府の当局から受領したときは、直ちにその情報をオーストラリアの当局に送付するものと了解される。

2. 沖縄の船舶による同協定及び関連諸文書の関係規定の内容の遵守を確保するため必要な措置を執ること。

3. 前記の「指定水域」内における沖縄の船舶の

まぐろの年間漁獲高が約400トンを超えないこと及び「指定水域」内で操業する沖縄の船舶の総数がいずれの年においても約20隻を超えないことを確保すること。

(注1)

このようにして提供された情報は、その年に係る情報となる。ただし、いずれかの年の12月に提供された情報は、その翌年にも係る情報となる。

昭和44年2月14日
日本国政府
総理府特別地域連絡局長

山野幸吉

昭和44年2月14日
日本国政府
外務省アメリカ局長

東郷文彦

昭和44年3月7日
琉球政府
農林局長

翁長林正

高等弁務官に代つて承認する。
昭和44年3月7日
琉球列島米国民政府
総務部長

W. J. Larson

陸軍省
琉球列島米国民政府

HCRI-LN

1969年3月7日

標題: 日本・オーストラリア間の漁業協定における
琉球の参加について

宛先: 琉球政府行政主席

1. 関連書簡. 1969年3月7日付標題同上の
当方の書簡.

2. 日本・オーストラリア間の漁業協定書の英文及び
日本文各一部を送付しますので保管して下さい。
これは琉球人の漁業活動をも規制するもので
あります。

民政官に代り.

総務局長

軍務少佐

添付書類

前述の協定書二部

H. L. コンナー



3. 8 比喜 林

